

平成28年度
京都府公立高等学校入学者選抜要項

白

紙

平成28年度京都府公立高等学校入学者選抜要項を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成27年9月1日

京都府教育委員会
教育長 小田垣 勉

1 平成28年度京都府公立高等学校入学者選抜要項において定めた事項

- (1) 志願者の資格
- (2) 高等学校入学者の募集及び通学区域
- (3) 入学者選抜の種類と学力検査
- (4) 出願の要領（全日制・定時制共通）
- (5) 前期選抜（全日制・定時制共通）
- (6) 特別入学者選抜
- (7) 中期選抜（全日制・定時制共通）
- (8) 後期選抜（全日制・定時制共通）
- (9) 通信制の課程
- (10) 合格者発表後の処理
- (11) 前期選抜、特別入学者選抜及び中期選抜の学力検査（追検査を含む。）得点の開示（全日制・定時制共通）
- (12) 保護者届及び住所等に関する届並びに通学区域外就学許可申請等を必要とする者の手続（特別事情具申）（全日制）

2 縦覧場所等

京都府教育庁指導部高校教育課において縦覧に供するほか、京都府教育委員会のホームページ（<http://www.kyoto-be.ne.jp/>）上に掲示する。

3 縦覧期間

平成27年9月1日から平成28年3月31日まで

平成28年度京都府公立高等学校入学者選抜要項を次のとおり定める。

平成27年9月1日

京都府教育委員会
教育長 小田垣 勉

平成28年度京都府公立高等学校入学者選抜要項

平成28年度における京都府公立高等学校（以下「高等学校」という。）の入学者の選抜は、高等学校に入学を志願する者（以下「志願者」という。）に対し、この要項の定めるところにより行うものとする。

1 志願者の資格

志願者の資格は、次の(1)、(2)及び(3)のいずれかであって、(4)又は(5)に該当する者であることとする。

- (1) 平成28年3月31日までに中学校若しくはこれに準じる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）をする見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる次のいずれかに該当する者
 - ア 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者（平成28年3月31日までに修了する見込みの者を含む。）
 - イ 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者（平成28年3月31日までに修了する見込みの者を含む。）
 - ウ 文部科学大臣の指定した者
 - エ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - オ その他高等学校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (4) 全日制の課程（以下「全日制」という。）にあっては、次のいずれかに該当する者
 - ア 保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準じる者として京都府教育委員会教育長（以下「府教育長」という。）又は京都市教育長（以下「市教育長」という。）が定める者をいう。志願者が成年の場合には、本人。以下同じ。）の住所（生活の本拠とするところをいう。以下同じ。）が京都府の区域内（以下「府内」という。）にある者
 - イ 保護者が住所を入学日までに、他の都道府県又は外国から府内に変更する者
 - ウ ア及びイ以外の者で、12(4)（45ページ）により府教育長又は市教育長の許可を受けたもの
- (5) 定時制の課程（以下「定時制」という。）及び通信制の課程にあっては、次のいずれかに該当する者
 - ア 保護者の住所又は志願者の住所若しくは勤務先が府内にある者
 - イ 保護者の住所又は志願者の住所若しくは勤務先を、入学日までに他の都道府県又は外国から府内に変更する者
 - ウ ア及びイ以外の者で高等学校長がやむを得ない事情があると認めたもの

2 高等学校入学者の募集及び通学区域

- (1) 別表1（46ページ）に掲げる高等学校において高等学校第1学年の生徒を募集する。

なお、京都府立高等学校に設置される学科等は、京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則（昭和39年京都府教育委員会規則第3号）及び各府立高等学校の学則に規定するところによる。また、京都市立高等学校に設置される学科は、京都市立高等学校の管理運営に関する規則（平成20年京都市教育委員会規則第9号）に規定するところによる。

- (2) 高等学校第1学年生徒募集定員は、別に公示する。
- (3) 入学者の募集は、この要項により高等学校長が行う。
- (4) 通学区域は、京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号。以下「府通学区域規則」という。）（81ページ）及び京都市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年京都市教育委員会規則第2号。以下「市通学区域規則」という。）（91ページ）の定めるところによる。

3 入学者選抜の種類と学力検査

- (1) 入学者選抜として前期選抜及び中期選抜を実施する。なお、中期選抜を実施した後、相当の欠員が生じている場合には後期選抜を実施することがある。
また、特別入学者選抜として、海外勤務者帰国子女特別入学者選抜、中国帰国孤児子女特別入学者選抜、成人特別入学者選抜、長期欠席者特別入学者選抜及び京都府立清明高等学校特別入学者選抜を実施する。
- (2) 学力検査は、京都府教育委員会と京都市教育委員会が相互に協力して、志願者に対し、高等学校において、実施するものとする。

4 出願の要領（全日制・定時制共通）

- (1) 入学願書等の提出先
入学願書等提出書類は、府通学区域規則及び市通学区域規則等により定められた就学できる高等学校の中から、志願する高等学校（7（37ページ）に規定する中期選抜における全日制においては第1志望第1順位、中期選抜における定時制及び8（41ページ）に規定する後期選抜においては第1志望の高等学校をいう。）の校長（以下「志願先高等学校長」という。）に提出する。
- (2) 志願者の手続
 - ア 志願者は、5（25ページ）に規定する前期選抜、6（29ページ）に規定する特別入学者選抜、中期選抜又は後期選抜への出願にあたり、入学願書、学力検査受検願又は付票、受検票及び写真票等の様式に所要事項を記入し、必要箇所に保護者が署名又は記名押印の上、在学又は出身の中学校長（以下「中学校長」という。）を経由して、志願先高等学校長に提出すること。
 - イ 志願者は、学力検査又は入学考査の手数料（全日制2,200円、定時制900円）を次の(ア)又は(イ)のいずれかにより納入し、その証紙又は領収書を学力検査受検願又は付票の所定欄に貼り付けること。ただし、京都市立高等学校に郵送により出願する場合は、郵便定額小為替を過不足なく同封するものとする。
 - (ア) 京都府立高等学校において受検する者は、京都府収入証紙により納入する。
 - (イ) 京都市立高等学校において受検する者は、現金により納入する。
 - ウ 1(3)オ（22ページ）の該当者は、京都府公立高等学校入学志願者資格認定申請書（様式D）を平成28年1月26日（火）までに志願先高等学校長に提出して認定を受けること。
ただし、前期選抜又は特別入学者選抜に出願する者にあつては、平成28年1月12日（火）までに手続を完了すること。
 - エ 志願者のうち、出身中学校の廃止又は被災等の事情によって中学校長を経由できない者は、志願者で提出できる書類を、平成28年1月26日（火）までに志願先高等学校長に提出し、その指示を受けること。
ただし、前期選抜又は特別入学者選抜に出願する者にあつては、平成28年1月12日（火）まで

に手続を完了すること。

オ 出願にあたって、12（44ページ）に規定する府教育長若しくは市教育長又は志願先高等学校長に届出又は許可申請を行う必要がある者は、平成28年1月12日（火）から1月22日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間に手続を完了すること。

ただし、前期選抜又は特別入学者選抜に出願する者にあつては、平成28年1月12日（火）から1月15日（金）までの間に手続を完了すること。

(3) 中学校長の手続

ア 中学校長は、前期選抜、特別入学者選抜、中期選抜又は後期選抜への出願にあたり、志願者が作成した出願書類の記載事項に誤りのないことを確認の上、所要事項の記入を行い、その他必要書類を作成し、各選抜の願書受付期間内に、志願先高等学校長に提出すること。

ただし、やむを得ない理由により郵送によって出願する場合は、電話で志願先高等学校長に、志願者氏名、志望課程・学科その他必要な事項を連絡の上、学力検査受検票等の返信用として、返送を希望するあて先を記入し書留速達送付分の切手を貼った封筒を同封し、書留速達により提出すること。返信用封筒については、日本工業規格に定める角形2号の封筒を使用すること。

イ 中学校長は、出願を予定する者のうち障害のあるもので、学力検査等実施上配慮を必要とすると考えられる場合においては、志願先高等学校長にあらかじめ申し出ること。

ウ 中学校長は、出願を予定する外国人生徒等のうち平成25年2月1日以降に来日し外国での在住期間が継続して1年以上の者で、学力検査等実施上配慮を必要とすると考えられる場合（6(1)及び(2)（29ページ及び31ページ）に規定する選抜を除く。）においては、志願先高等学校長にあらかじめ申し出ること。

(4) 高等学校長の処理

ア 高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、入学願書又は学力検査受検願に付されている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

イ 高等学校長は、(3)イ又はウに基づき申出があった場合は、所管する教育委員会と協議すること。

(5) 提出書類記入上の注意

ア 各提出書類の記入は、横書きとし、数字は算用数字を使用すること。


イ 各欄については、特に別の定めがない限り、次の要領によって記入し、空欄を作らないこと。

(ア) 該当する事項がある場合は、必ず記入すること。

(イ) 該当する事項がない場合は、「なし」と記入すること。

(ウ) 記載の事項のいずれかを選ぶ場合は、該当事項を○で囲むこと。

(エ) ※欄は、志願者、中学校では記入しないこと。

(オ) ※欄以外で記入の必要のない欄は、斜線（）で抹消すること。

ウ 入学願書について

(ア) 各選抜において志願できる高等学校の中から志望する高等学校名、課程名、学科名等を記入すること（分校への入学を志望する者は、「志望」欄の「学校名」欄に分校名まで記入すること。）。

(イ) 願書受付後における志望の変更は認められない。

(ウ) 住所及び氏名の記入については、住民基本台帳等のとおりを基本とし、楷書で正確に記入すること。

なお、志願者と保護者の住所が同じ場合は保護者の住所欄に「志願者に同じ。」と記入すること。

エ 報告書（様式Cの1）について

(ア) 指導要録に基づいて、作成すること。

なお、第3学年については、過年度卒業者を除き、次の要領によって記入すること。

- a 前期選抜又は特別入学者選抜 平成27年12月31日現在の記録を記入すること。
- b 中期選抜又は後期選抜 平成28年2月10日現在の記録を記入すること。
- (イ) 「前期・中期・後期・特別」欄の、該当する選抜を○で囲むこと。
- (ウ) 「学歴」欄には、中学校名を明記し、卒業見込み又は卒業について、該当するものを○で囲むこと。
- (エ) 「学習の記録」欄は、指導要録の内容に基づき、次の要領によって記入すること。ただし、平成22年3月以前の卒業者については、記入を要しない。
 - a 「観点別学習状況」は、第3学年の各必修教科について、文部科学省初等中等教育局長通知（平成22年5月11日付け22文科初第1号）に基づき、各中学校の指導要録に記載された観点ごとに、A・B・Cの記号を記入すること。
 なお、平成24年3月以前の過年度卒業者については、文部科学省初等中等教育局長通知（平成13年4月27日付け13文科初第193号）に基づき、各中学校の指導要録に記載された観点ごとに、A・B・Cの記号を記入すること。
 - b 「必修教科」の評定は、第1学年、第2学年及び第3学年についてすべて「目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）」による5段階評価によって5・4・3・2・1（5を上位とする。）の評定点を使用すること。
 なお、特別支援学級及び特別支援学校に在籍する知的障害のある生徒等については、次の(a)及び(b)の評定点を併せて記入すること。
 - (a) 「中学校学習指導要領」に示す目標に照らして、その実現状況を5段階の評定点により記入すること。
 - (b) 「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」に示す中学部の目標又は生徒の発達状況を踏まえ各中学校において定める目標等に照らして、その実現状況を5段階の評定点により、（ ）書きで記入すること。
 - c 「総合的な学習の時間」は、学習活動及び指導の目標や内容に基づいて各中学校が定めた評価の観点を踏まえ、生徒の3年間の学習状況における顕著な事項等（生徒にどのような力が身についたか・どのような学習成果が得られたのか等）に関して記入すること。
- (オ) 「総合所見」欄は、3年間の特別活動における活動状況（学級活動、生徒会活動、学校行事等）、部活動の状況、生徒の特技、学校の内外におけるボランティア活動及び表彰を受けた行為や活動、各教科、道徳、その他学校生活全体にわたって認められる行動の状況等について顕著なものを原則として箇条書きで記入すること。ただし、平成22年3月以前の卒業者については、「総合所見」欄の記入を要しない。
- (カ) 「出欠の記録」欄の「備考」は、年間20日以上欠席のある者について、その主な理由を学年ごとに記入すること。ただし、平成22年3月以前の卒業者については、「出欠の記録」欄の記入を要しない。

5 前期選抜（全日制・定時制共通）

- (1) 出願資格
 - 1 (22ページ) に該当する者
- (2) 実施高等学校
 - 別表2（48ページ）に掲げる高等学校において実施する。
- (3) 募集人員
 - 別に公示する高等学校第1学年生徒募集定員に別表2（48ページ）に掲げる割合を乗じて得た人数とする。
- (4) 出願の要領
 - ア 入学願書等の提出先

4 (1) (23ページ) によること。出願は、1 高等学校の1 学科、系統等に限る。
 なお、前期選抜を志願する者は、特別入学者選抜を志願することはできない。

イ 願書受付期間

(ア) 普通科、専門学科（音楽科を除く。）及び総合学科

平成28年2月3日（水）午前9時から午後4時まで

2月4日（木） //

府内の公立中学校については、平成28年2月2日（火）に地域ごとに設定する会場において出願を受け付ける。詳細については別に定める。

やむを得ない理由により郵送によって出願する場合は、平成28年1月29日（金）から2月1日（月）までの消印のあるものに限り有効とする。

(イ) 音楽科のみ

平成28年1月27日（水）午前9時から午後4時まで

1月28日（木） //

やむを得ない理由により郵送によって出願する場合は、平成28年1月22日（金）から1月25日（月）までの消印のあるものに限り有効とする。

ウ 提出書類

書類名	提出部数	作成者
前期選抜入学願書（様式前－1）、写真票（様式前－1の2）	1通	志願者
前期選抜入学願書の提出について（様式前－2）	1通	中学校長
報告書（様式Cの1）	1通	中学校長
活動実績報告書（様式前活－1）	1通	中学校長
活動実績報告書【運動実績の記録】（様式前活－2）	1通	中学校長
その他高等学校長が定める書類	※	※

備考1 12（44ページ）に規定する届出又は許可申請手続を行い、受理書又は許可書の交付を受けた者は、それを前期選抜入学願書（様式前－1）に添付すること。

2 活動実績報告書（様式前活－1）は、高等学校長が求める場合のみ提出すること。

3 活動実績報告書【運動実績の記録】（様式前活－2）は、普通科（スポーツ総合専攻）又はスポーツ健康科学科の志願者のみ提出すること。

4 1(3)オ（22ページ）の該当者は、4(2)ウ（23ページ）によること。

※ その他高等学校長が定める書類については、別に定める。

(ア) 前期選抜入学願書の提出について（様式前－2）

a 記載内容を確認の上、願書提出先高等学校の全日制・定時制の別、学科別、選抜方式別、型別に各1部作成すること。

b 願書提出先の高等学校名を必ず記入すること。

(イ) 活動実績報告書（様式前活－1）

高等学校長が別に定める前期選抜の実施に関する要項に基づき、記入すること。

a 「高等学校において取り組みたい活動」欄

志願者が高等学校において取り組みたい活動を記入すること。

b 「中学校在学中の部活動、その他の活動内容」欄

(a) 部活動においては、所属部（種目）、役職、ポジション及びレギュラーの有無等を記入すること。

(b) その他においては、学級活動、生徒会活動における役員名、所属委員会名等を記入すること。

c 「中学校在学中の顕著な活動実績」欄

(a) 箇条書きで記入すること。

(b) 部活動及びコンクール等については、大会名、時期（平成〇年〇月）、順位・記録等を

詳しく記入すること。

(c) 検定試験（資格）については、名称、段級、取得した時期（平成〇年〇月）等を記入すること。

(d) その他顕著な活動実績があれば記入すること。

(ウ) 活動実績報告書【運動実績の記録】（様式前活-2）

a 「高等学校で希望する専攻種目」欄には、高等学校長が別に示す専攻種目等から、高等学校入学後に取り組みたい種目を記入すること。

b 「所属運動部（種目）名」欄には、中学校在学中の部活動名を記入すること。

なお、学校外のチーム等に所属して活動している場合は、所属チーム名及び活動種目名を記入すること。

c 「ポジション、部内での役職等」欄には、短距離、アタッカー等又はキャプテン、副キャプテン等を記入すること。

d 「大会区分」欄には、大会区分ごとに実績を記入すること。記入内容は大会名及び成績順位（記録）のみとし、個人・団体の別も明確に記入すること。

e 「その他・所見」欄には、他の実績（国際親善試合、選抜合宿参加、武道の段位等）又は志願者本人の運動実績に関する所見を記入すること。

エ 志願者の手続

4 (2) (23ページ) によること。

オ 中学校長の手続

中学校長は、4 (3) (24ページ) により、ウの書類を願書受付期間内に志願先高等学校長に提出すること。

ただし、やむを得ない理由により郵送によって出願する場合は、平成28年1月29日（金）から2月1日（月）まで（音楽科（京都市立京都堀川音楽高等学校）は、平成28年1月22日（金）から1月25日（月）まで）の消印のあるものに限り有効とする。

カ 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、前期選抜入学願書に付されている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

キ 提出書類記入上の注意

4 (5) (24ページ) によること。

(5) 入学者の選抜

ア 学力検査等

(ア) 高等学校長は、所管する教育委員会と協議の上、報告書、学力検査、面接、作文又は小論文、活動実績報告書及び実技検査（以下「前期選抜学力検査等」という。）の中から検査項目、並びに、それらの配点及び内容を定める。

(イ) 学力検査問題の出題範囲は、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号及び平成10年文部科学省告示第176号）に基づくものとする。

(ウ) 実施期日等

前期選抜学力検査等は、平成28年2月16日（火）から2月17日（水）までの間（音楽科（京都市立京都堀川音楽高等学校）は、平成28年2月6日（土）及び2月7日（日））に志願先高等学校（ただし、京都市立京都工学院高等学校は、別に高等学校長が指示する場所）において実施する。

なお、実施期日、集合時間、時間割、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情によりあらかじめ定めた検査時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

(エ) 受検に関する注意事項

- a 志願先高等学校長の指定した時間に検査会場に集合して、注意事項の説明を受けること。
- b 受検票及び筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム及び鉛筆削り）を忘れないこと。その他検査会場によって特に必要なものは、高等学校長が別に指示する。
なお、筆記用具は、公式や法則等の記入のないものとする。
また、計算機能や翻訳機能のある時計等の機器及び文具類並びに携帯電話等の持込は禁止する。
- c 検査開始後、検査会場の外へ出た場合は、その後の検査は受けられない。
ただし、この場合、受検した検査については、有効として処理する。
なお、追検査を実施する学科等における取扱いは、(オ) bによる。
- d 受検中不正行為のあった者は、退場を命じられ、その後の検査は受けられない。
なお、この場合、受検したすべての検査を無効として処理する。
- e このほか、学力検査についての必要な事項は、別に定める。

(オ) やむを得ない理由による欠席者及び途中退場者の取扱い

別表3（52ページ）に規定する学科等において、次のとおり取り扱う。

a 欠席者について

検査当日やむを得ない理由によって欠席した者で、**欠席した日の当日午後4時まで**に、追検査受検願（様式F）に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を経由して志願先高等学校長に届け出た者は、**追検査（平成28年2月19日（金）（美術工芸科（京都市立銅駝美術工芸高等学校）においては、別に定める。））**を受検することができる。

b 検査会場からの途中退場者について

やむを得ない理由によって途中で受検不可能となり検査会場の外へ出た場合に限り、**途中退場した日の当日午後4時まで**に、追検査受検願に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を経由して志願先高等学校長に届け出た者について、受検不可能となった検査より後の検査に限って（学力検査においては受検不可能となった検査教科より後の検査教科に限る。以下同じ。）、**追検査（平成28年2月19日（金）（美術工芸科（京都市立銅駝美術工芸高等学校）においては、別に定める。））**の受検を認めることがある。

なお、この場合、検査当日に受検不可能となった検査までの得点と、追検査で受検した検査の得点の合計を、本人の得点として処理する。

- c a及びbにおいて、午後4時まで届出が間に合わない場合には、中学校長を経由して志願先高等学校長に申し出ること。

イ 選抜方法等

- (ア) 高等学校長は、検査項目として定めた、報告書、学力検査の成績、面接の結果、作文又は小論文の結果、活動実績報告書、実技検査の成績を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

なお、選抜における報告書の必修教科の評定は、報告書の第1学年、第2学年及び第3学年における必修教科の評定の合計とする。

- (イ) 高等学校長は、前期選抜を別表2（48ページ）に定める複数の選抜方式・型により実施する場合で、いずれかの方式・型で合格者が募集人員に満たない場合には、その欠員分を他の方式・型の募集人員に加えて合格者を決定することができる。

なお、この方法によらない場合は欠員分を中期選抜において募集することとする。

- ウ 高等学校長は、選抜のため、健康診断の必要があって、これを実施しようとする場合は、所管する教育委員会の承認を受けなければならない。

- エ 前期選抜の実施に関する要項及びその他必要な事項は、所管する教育委員会と協議の上、高等学校長が定めるものとする。

オ 高等学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集人員と異なる場合には、所管する教育委員会と協議の上、合格者を決定するものとする。

(6) 合格者の発表

合格者の発表は、平成28年2月22日（月）午後2時から午後4時までの間、願書提出先高等学校（ただし、京都市立京都工学院高等学校は、別に高等学校長が指示する場所）において、受付番号で発表するものとする。

(7) 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。

(8) 学力検査（追検査を含む。）得点の開示

11（43ページ）によること。

6 特別入学者選抜

(1) 海外勤務者帰国子女特別入学者選抜

ア 出願資格

1（22ページ）に該当する者であって、かつ、次の(ア)から(ウ)までに該当するもの

(ア) 海外勤務者（日本国籍を有する者で、海外に所在する機関、事業所等の勤務又は海外において研究・研修を行うことを目的として日本国を出国し、海外に在留していたもの又は現在なお在留しているもの）の子女であること。

(イ) 外国において引き続き1年以上在留していたこと。

(ウ) 平成25年2月1日以降に帰国したこと。

イ 実施高等学校及び募集人員

(ア) 普通科

実施高等学校	課 程	学 科	募集人員
京都府立鳥羽高等学校	全日制	普通科 (スポーツ総合専攻を除く。)	5名以内
京都府立西舞鶴高等学校	全日制	普通科	5名以内

備考 通学区域を越えて実施高等学校を志願する者については、府通学区規則施行規程第3条により、通学区域外就学許可申請書により許可申請を行うこと。

(イ) 専門学科

実施高等学校	課 程	学 科	募集人員
京都府立嵯峨野高等学校	全日制	京都こすもす科	5名以内

ウ 出願の要領

(ア) 出願は、1高等学校に限る。

なお、当該選抜を志願する者は、当該選抜以外の特別入学者選抜及び前期選抜を志願することはできない。

(イ) 願書受付期間

平成28年2月3日（水）午前9時から午後4時まで

2月4日（木） //

なお、郵送による出願は受け付けない。

(ウ) 提出書類

書 類 名	提出部数	作成者
海外勤務者帰国子女特別入学願書（様式特別-Aの1）	1通	志 願 者
学力検査受検願（様式特別-Aの2）、写真票（様式特別-Aの3）	1通	志 願 者
報告書（様式Cの1）	1通	中学校長
海外在住状況報告書（様式特別-Bの1）	1通	志 願 者
その他高等学校長が定める書類	※	※

- 備考1 外国の学校（日本人学校を含む。）を卒業（卒業見込みを含む。）した者について、報告書の作成が困難な場合、これに代えて当該校の校長の発行する成績証明書を提出してもよい。
- 2 12（44ページ）に規定する届出又は許可申請手続を行い、受理書又は許可書の交付を受けた者は、それを入学願書に添付すること。
- ※ その他高等学校長が定める書類については、別に定める。

(エ) 志願者の手続

志願者は、4(2)(23ページ)により、海外勤務者帰国子女特別入学願書、学力検査受検願、受検票、写真票及び海外在住状況報告書に所要事項を記入し、必要箇所に保護者が署名又は記名押印の上、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出すること。

(オ) 中学校長の手続

中学校長は、4(3)(24ページ)により、(ウ)の書類を願書受付期間内に志願先高等学校長に提出すること。

(カ) 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、学力検査受検願に付されている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

(キ) 提出書類記入上の注意

4(5)(24ページ)によること。

エ 入学者の選抜

(ア) 学力検査等

a 実施期日、教科及び時間割

(a) 普通科の高等学校

平成28年2月16日（火）		
時 間	検査教科等	
第1時限	9:20～10:10	国 語
第2時限	10:30～11:20	数 学
第3時限	11:40～12:20	英 語 (筆記)
	12:30～12:40	(リスニング)
第4時限	※	面 接

※ 面接の開始時間は、高等学校長が別に定める。

備考1 集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

3 すべての学力検査問題に振り仮名を付すものとする。

(b) 専門学科の高等学校

平成28年2月16日（火）		
時 間	検査教科等	
第1時限	9:30～10:20	国 語
第2時限	10:40～11:30	英 語 (リスニングを含む)
第3時限	11:50～12:40	数 学
第4時限	※	面 接

※ 面接の開始時間は、高等学校長が別に定める。

備考1 集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

b 検査会場 願書提出先高等学校

c 面接の内容は、高等学校長が別に定める。

d 受検に関する注意事項は、5(5)ア(エ)(28ページ)に準じる。

なお、答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないこと。受付番号は、算用数字で正確に記入すること。

(イ) 選抜方法

高等学校長は、報告書、学力検査の成績及び面接の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

(ウ) 合格者の発表

合格者の発表は、平成28年2月22日（月）午後2時から午後4時までの間、願書提出先高等学校において、受付番号で発表するものとする。

(エ) 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。

(オ) 学力検査得点の開示

11（43ページ）によること。

(2) 中国帰国孤児子女特別入学者選抜

ア 出願資格

1（22ページ）に該当する者であって、かつ、次の(ア)及び(イ)に該当するもの

(ア) 終戦前（昭和20年9月2日以前をいう。）から引き続き中国に居住していた者（これらの者を両親として終戦後中国において出生した者を含む。）で、終戦後初めて永住の目的をもって帰国したものの子女であること。

(イ) 帰国後小学校4学年以上の学年に入学した者であること。

イ 実施高等学校及び募集人員

実施高等学校	課 程	学 科	募集人員
京都府立鳥羽高等学校	全日制	普通科 (スポーツ総合専攻を除く。)	5名以内
	単位制による 定時制（夜間）	普通科	5名以内
京都府立西舞鶴高等学校	全日制	普通科	5名以内
京都府立東舞鶴高等学校浮島分校	定時制（夜間）	普通科	5名以内

備考 通学区域を越えて実施高等学校を志願する者については、府通学区域規則施行規程第3条により、通学区域外就学許可申請書により許可申請を行うこと。

ウ 出願の要領

(ア) 出願は、1高等学校の1課程に限る。

なお、当該選抜を志願する者は、当該選抜以外の特別入学者選抜及び前期選抜を志願することはできない。

(イ) 願書受付期間

平成28年2月3日（水）午前9時から午後4時まで

2月4日（木） //

定時制（夜間）については、両日とも午後4時から午後7時までとする。

なお、郵送による出願は受け付けない。

(ウ) 提出書類

書 類 名	提出部数	作成者
中国帰国孤児子女特別入学願書（様式特別-Aの1）	1通	志願者
学力検査受検願（様式特別-Aの2）、写真票（様式特別-Aの3）	1通	志願者
報告書（様式Cの1）	1通	中学校長
中国帰国孤児子女帰国状況報告書（様式特別-Bの2）	1通	志願者

備考 12（44ページ）に規定する届出又は許可申請手続を行い、受理書又は許可書の交付を受けた者は、それを入学願書に添付すること。

(エ) 志願者の手続

志願者は、4(2)(23ページ)により、中国帰国孤児子女特別入学願書、学力検査受検願、受検票、写真票及び中国帰国孤児子女帰国状況報告書に所要事項を記入し、必要箇所に保護者が署名又は記名押印の上、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出すること。

(オ) 中学校長の手続

中学校長は、4(3)(24ページ)により、(ウ)の書類を願書受付期間内に志願先高等学校長に提出すること。

(カ) 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、学力検査受検願に付されている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

(キ) 提出書類記入上の注意

4(5)(24ページ)によること。

エ 入学者の選抜

(ア) 学力検査等

a 実施期日、教科及び時間割

平成28年2月16日(火)		
時 間		検査教科等
第1時限	9:20~10:10	国 語
第2時限	10:30~11:20	数 学
第3時限	11:40~12:20	英 語 (筆記)
	12:30~12:40	(リスニング)
第4時限	※	面 接

※ 面接の開始時間は、高等学校長が別に定める。

備考1 集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間を実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

3 すべての学力検査問題に振り仮名を付すものとする。

b 検査会場 願書提出先高等学校

c 面接の内容は、高等学校長が別に定める。

d 受検に関する注意事項は、5(5)ア(エ)(28ページ)に準じる。

なお、答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないこと。受付番号は、算用数字で正確に記入すること。

(イ) 選抜方法

高等学校長は、報告書、学力検査の成績及び面接の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

(ウ) 合格者の発表

合格者の発表は、平成28年2月22日(月)午後2時から午後4時まで(定時制(夜間)については午後4時から午後6時まで)の間、願書提出先高等学校において、受付番号で発表するものとする。

(エ) 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。

(オ) 学力検査得点の開示

11(43ページ)によること。

(3) 成人特別入学者選抜

ア 出願資格

1(22ページ)に該当する者であって、かつ、次の(ア)及び(イ)に該当するもの

するものとする。

なお、郵送による場合は、午後6時以降に発送を行う。

カ 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。

(4) 長期欠席者特別入学者選抜

ア 出願資格

1 (22ページ) に該当する者であって、かつ、次の(ア)及び(イ)に該当するもの

(ア) 平成28年3月に中学校を卒業する見込みの者

(イ) 中学校在籍中、第1学年から第3学年のいずれかの学年で、年間30日以上欠席がある者

イ 実施高等学校及び募集人員

実施高等学校	課 程	学 科	募集人員
京都府立朱雀高等学校	全日制	普通科	10名程度
京都府立乙訓高等学校	全日制	普通科	5名程度
京都府立城陽高等学校	全日制	普通科	10名程度
京都府立西舞鶴高等学校	全日制	普通科	5名程度
京都市立西京高等学校	定時制(夜間)	普通科	5名程度

備考 全日制を志願する者で通学区域を越えて実施高等学校を志願する者については、府通学区域規則施行規程第3条により、通学区域外就学許可申請書により許可申請を行うこと。

ウ 出願の要領

(ア) 出願は、1高等学校に限る。

なお、当該選抜を志願する者は、当該選抜以外の特別入学者選抜及び前期選抜を志願することはできない。

(イ) 願書受付期間

平成28年2月3日(水) 午前9時から午後4時まで

2月4日(木) 〃

定時制(夜間)については、両日とも午後4時から午後7時までとする。

なお、郵送による出願は受け付けない。

(ウ) 提出書類

書 類 名	提出部数	作成者
長期欠席者特別入学願書(様式特別-Aの1)	1通	志願者
学力検査受検願(様式特別-Aの2)、写真票(様式特別-Aの3)	1通	志願者
報告書(様式Cの2)	1通	中学校長

備考 12(44ページ)に規定する届出又は許可申請手続を行い、受理書又は許可書の交付を受けた者は、それを入学願書に添付すること。

(エ) 志願者の手続

志願者は、4(2)(23ページ)により、長期欠席者特別入学願書、学力検査受検願、受検票及び写真票に所要事項を記入し、必要箇所に保護者が署名又は記名押印の上、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出すること。

(オ) 在学中学校長の手続

在学中学校長は、4(3)(24ページ)により、(ウ)の書類を願書受付期間内に志願先高等学校長に提出すること。

(カ) 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、学力検査受検願に付されている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

(キ) 提出書類記入上の注意

4 (5)ア、イ及びウ (24ページ) によること。

エ 入学者の選抜

(7) 学力検査等

a 実施期日、教科及び時間割

平成28年2月16日 (火)		
時 間	検査教科等	
第 1 時 限	9 : 20～10 : 10	国 語
第 2 時 限	10 : 30～11 : 20	数 学
第 3 時 限	11 : 40～12 : 20	英 語 (筆記)
	12 : 30～12 : 40	(リスニング)
第 4 時 限	※	面接及び作文

※ 面接及び作文の開始時間は、高等学校長が別に定める。

備考1 集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

b 検査会場 願書提出先高等学校

c 面接及び作文の内容は、高等学校長が別に定める。

d 受検に関する注意事項は、5 (5)ア(エ) (28ページ) に準じる。

なお、答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないこと。受付番号は、算用数字で正確に記入すること。

(イ) 選抜方法

高等学校長は、報告書、学力検査の成績、面接及び作文の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

(ウ) 合格者の発表

合格者の発表は、平成28年2月22日 (月) 午後2時から午後4時までの間、願書提出先高等学校において、受付番号で発表するものとする。

(エ) 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。

(オ) 学力検査得点の開示

11 (43ページ) によること。

(5) 京都府立清明高等学校特別入学者選抜

ア 出願資格

1 (22ページ) に該当する者であって、高等学校長が別に示す求める生徒像を十分理解し、当該高等学校での学習等に取り組む意志が明確であるもの。

イ 実施学科等、選抜方式及び募集人員

課程	学科	選抜方式	検査項目	募集人員
単位制による定時制 (昼間二部制)	普通科	A方式	学力検査 (国語・数学・英語)、報告書、作文及び面接	別に公示する募集定員に40パーセントを乗じて得た人数
		B方式	作文及び面接	別に公示する募集定員に60パーセントを乗じて得た人数

ウ 出願の要領

(ア) 出願にあたっては、A方式又はB方式のいずれかの選抜方式を選択すること。なお、当該選抜を志願する者は、当該選抜以外の特別入学者選抜及び前期選抜を志願することはできない。

(イ) 願書受付期間

平成28年2月3日（水）午前9時から午後4時まで

2月4日（木） //

府内の公立中学校については、平成28年2月2日（火）に地域ごとに設定する会場において出願を受け付ける。詳細については別に定める。

やむを得ない理由により郵送によって出願する場合は、平成28年1月29日（金）から2月1日（月）までの消印のあるものに限り有効とする。

(ウ) 提出書類（A方式・B方式共通）

書類名	提出部数	作成者
京都府立清明高等学校特別入学願書（様式(清)－Aの1）、 写真票（様式(清)－Aの2）	1通	志願者
報告書（様式Cの3）	1通	中学校長
その他高等学校長が定める書類	※	※

※ その他高等学校長が定める書類については、別に定める。

(エ) 志願者の手続

- a 志願者は、4(2)（23ページ）により、京都府立清明高等学校特別入学願書、学力検査受検願、受検票及び写真票に所要事項を記入し、必要箇所に保護者が署名又は記名押印の上、その他高等学校長が定める書類とともに、中学校長を経由して高等学校長に提出すること。
- b 出願にあたって、高等学校長が別に定める「保護者届並びに住所及び勤務先等に関する確認書を必要とする者の事前手続について」に該当する者は、所定の手続を平成28年1月12日（火）から1月15日（金）までに行うこと。

(オ) 中学校長の手続

中学校長は、4(3)（24ページ）により、(ウ)の書類を願書受付期間内に高等学校長に提出すること。

(カ) 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、京都府立清明高等学校特別入学願書に付されている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

(キ) 提出書類記入上の注意

4(5)（24ページ）によること。

エ 入学者の選抜

(ア) 学力検査等

a 実施期日、教科及び時間割

A方式	平成28年2月16日（火）		
	時間		検査教科等
	第1時限	9:05～10:05	国語・数学・英語
	第2時限	10:25～11:15	作文
B方式	平成28年2月17日（水）		
	時間		検査項目
	※		面接

B方式	平成28年2月16日（火）		
	時間		検査項目
	第1時限	10:25～11:15	作文
	平成28年2月17日（水）		
時間		検査項目	
※		面接	

※ 面接の開始時間は、高等学校長が別に定める。

備考1 集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間を実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

- b 検査会場 京都府立清明高等学校
- c 面接及び作文の内容は、高等学校長が別に定める。
- d 受検に関する注意事項は、5(5)ア(エ)(28ページ)に準じる。
 なお、答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないこと。受付番号は、算用数字で正確に記入すること。
- (イ) やむを得ない理由による欠席者及び途中退場者の取扱い
 - a 欠席者について
 検査当日やむを得ない理由によって欠席した者で、欠席した日の当日午後4時までに、追検査受検願(様式F)に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を経由して高等学校長に届け出た者は、追検査(平成28年2月19日(金))を受検することができる。
 - b 検査会場からの途中退場者について
 やむを得ない理由によって途中で受検不可能となり検査会場の外へ出た場合に限り、途中退場した日の当日午後4時までに、追検査受検願に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を経由して高等学校長に届け出た者について、受検不可能となった検査より後の検査に限って、追検査(平成28年2月19日(金))の受検を認めることがある。
 なお、この場合、検査当日に受検不可能となった検査までの得点と、追検査で受検した検査の得点の合計を、本人の得点として処理する。
 - c a及びbにおいて、午後4時までに届出が間に合わない場合には、中学校長を経由して高等学校長に申し出ること。
- (ウ) 選抜方法等
 - a 高等学校長は、選抜方式ごとに合格者を決定する。
 (a) A方式については、報告書、学力検査の成績、面接及び作文の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。
 (b) B方式については、面接及び作文の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。
 - b 高等学校長は、A方式又はB方式のいずれかの方式で合格者が募集人員に満たない場合には、その欠員分を他の方式の募集人員に加えて合格者を決定することができる。
 - c 選抜の実施に関する要項及びその他必要な事項は、所管する教育委員会と協議の上、高等学校長が定めるものとする。
- (エ) 高等学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集人員と異なる場合には、所管する教育委員会と協議して、合格者を決定するものとする。
- (オ) 合格者の発表
 合格者の発表は、平成28年2月22日(月)午後2時から午後4時までの間、京都府立清明高等学校において、受付番号で発表するものとする。
- (カ) 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。
- (キ) 学力検査(追検査を含む。)得点の開示
 11(43ページ)によること。

7 中期選抜(全日制・定時制共通)

(1) 出願資格

1(22ページ)に該当する者であって、かつ、前期選抜又は特別入学者選抜に合格していないもの

(2) 実施高等学校等

別表1(46ページ)に掲げる高等学校において実施する。ただし、前期選抜において募集定員の100パーセントを募集する学科等及び京都府立清明高等学校は除く。

(3) 募集人員

別に公示する高等学校第1学年生徒募集定員から、前期選抜又は特別入学者選抜に合格した者を除く人数とする。

(4) 出願の要領

ア 出願は、4(1)(23ページ)によること。なお、全日制と定時制をまたがる志願はできない。

(ア) 全日制

第2志望まで志願できる。なお、第1志望については順位を付けて、異なる志願先を2校又は2学科、系統等まで志願できる。

(イ) 定時制

第2志望まで志願できる。

イ 願書受付期間

(ア) 全日制及び定時制(昼間)

平成28年2月26日(金)午前9時から午後4時まで

2月29日(月)午前9時から午後4時まで

(イ) 定時制(夜間)

平成28年2月26日(金)午後1時30分から午後7時30分まで

2月29日(月)午後1時30分から午後7時30分まで

府内の公立中学校については、平成28年2月29日(月)に地域ごとに設定する会場において出願を受け付ける。詳細については別に定める。

平成28年2月27日(土)及び2月28日(日)は受付期間には含まれないので留意すること。

やむを得ない理由により郵送によって出願する場合は、平成28年2月23日(火)から2月25日(木)までの消印のあるものに限り有効とする。

なお、出願期間最終日である2月29日(月)に願書を提出する場合は、事前に(可能な限り2月26日(金)までに)提出先校まで電話連絡を行うこと。

ウ 提出書類

書類名	提出部数	作成者
入学願書(様式Aの1)	1通	志願者
学力検査受検願(様式Aの2)、写真票(様式Aの3)	1通	志願者
入学願書の提出について(様式B)※	1通	中学校長
報告書(様式Cの1)	1通	中学校長

備考1 12(44ページ)に規定する届出又は許可申請手続を行い、受理書又は許可書の交付を受けた者は、それを入学願書に添付すること。

2 1(3)オ(22ページ)の該当者は、4(2)ウ(23ページ)によること。

※ 入学願書の提出について(様式B)

(ア) 記載内容を確認の上、願書提出先高等学校の全日制・定時制の別、学科別、系統等別に各1部作成すること。

(イ) 願書提出先の高等学校名を必ず記入すること。

(ウ) 第1志望第1順位で志願する課程名及び学科名等は、入学願書における「第1志望第1順位」欄の「学科名」欄と一致させること。

エ 志願者の手続

4(2)(23ページ)によること。

オ 中学校長の手続

中学校長は、4(3)(24ページ)により、ウの書類を願書受付期間内に志願先高等学校長に提出すること。

ただし、やむを得ない理由により郵送によって出願する場合は、平成28年2月23日(火)から2月25日(木)までの消印のあるものに限り有効とする。

カ 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、学力検査受検願に付されている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

キ 提出書類記入上の注意

(ア) 入学願書について

a 「志望」欄は全日制を第1志望として志願する場合、志願先を第2順位まで記入できるものとする。

なお、第1志望第2順位がない場合、又は、定時制を第1志望とする場合は、「第2順位」欄の全部を斜線で抹消すること。

b 「志望」欄は第2志望までの記入を認める。ただし、全日制と定時制をまたがる場合は記入できない。

なお、第2志望がない場合は、「第2志望」欄の全部を斜線で抹消すること。

c 全日制においては、第1志望第2順位を記入せずに、第2志望を記入することはできない。

d 全日制普通科を志望する場合、別表4（53ページ）により、「保護者の住所の存する地域」欄の該当する地域を○で囲むこと。

(イ) その他の事項については、4(5)（24ページ）によること。

(5) 入学者の選抜

ア 学力検査等

(ア) 学力検査問題の出題範囲は、5(5)ア(イ)（27ページ）による。

(イ) 定時制において、高等学校長が必要とする場合は面接を実施することができるものとする。面接の内容は、高等学校長が定める。

なお、面接を実施する学校は別表5（54ページ）のとおりである。

(ウ) 実施期日、教科及び時間割

平成28年3月7日（月）		
時 間		検 査 教 科
第1時限	9：30～10：10	(検査1) 国 語
第2時限	10：30～11：10	(検査2) 社 会
第3時限	11：30～12：10	(検査3) 数 学
第4時限	13：05～13：45	(検査4) 理 科
第5時限	14：05～14：35	(検査5) 英 語 (筆記)
	14：45～14：55	(リスニング)

備考1 面接を行う場合は、第5時限終了後に実施する。

2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

(エ) 検査会場 願書提出先高等学校（ただし、京都市立京都工学院高等学校は、京都市立伏見工業高等学校）

(オ) 受検に関する注意事項は、5(5)ア(エ)（28ページ）に準じる。受検票、弁当及び筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム及び鉛筆削り）を忘れないこと。

なお、答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないこと。受付番号は、算用数字で正確に記入すること。

(カ) やむを得ない理由による欠席者及び途中退場者の取扱い

a 欠席者について

学力検査当日やむを得ない理由によって欠席した者で、**検査当日午後4時まで**に、追検査受検願に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を經由して志願先高等学校長に届け出た者は、**追検査（平成28年3月9日（水））**を受検することができる。

b 検査会場からの途中退場者について

やむを得ない理由によって途中で受検不可能となり検査会場の外へ出た場合に限り、**検査当日午後4時まで**に、追検査受検願に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を経由して志願先高等学校長に届け出た者について、受検不可能となった検査より後の検査に限って、**追検査（平成28年3月9日（水））**の受検を認めることがある。

また、この場合、検査当日に受検不可能となった検査までの得点と、追検査で受検した検査の得点の合計を、本人の得点として処理する。

c a及びbにおいて、午後4時までに届出が間に合わない場合には、中学校長を経由して志願先高等学校長に申し出ること。

イ 選抜方法等

(ア) 高等学校長は、報告書、学力検査の成績及び面接の結果（実施校のみ。以下同じ。）を資料として、次のa～eにより選抜を行い、合格者を決定するものとする。

a 報告書の第1学年、第2学年及び第3学年における必修教科の評定を合計する。その際、「音楽」、「美術」、「保健体育」及び「技術・家庭」の評定は、2倍する。

b 学力検査の配点は、各教科40点とし、それぞれの得点の合計値を求める。

c a及びbの値をそれぞれ高得点順に並べ、その順位が双方ともに募集人員の数以内に位置する者について、報告書の必修教科の評定以外の記載内容及び面接の結果を資料として総合的に判断し、合格者を決定する。

d cによって合格者とならなかった者の中から、a及びbの値の合計を高得点順に並べ、報告書の記載内容、学力検査の成績及び面接の結果を資料として総合的に判断し、合格者を決定する。

e 受検者数が募集人員を超えない場合は、dにより、合格者を決定する。

(イ) 別表6の1（55ページ）に規定する全日制の第1志望の各順位の希望の扱いについては、次のとおりとする。

a 第1志望第1順位希望者の中から募集人員の90パーセント以内の合格者を(ア)により決定する。

b aにおいて合格とならなかった者で、第1志望第1順位と第1志望第2順位の希望者を合わせて合格者の決定を行う。第1順位及び第2順位ともに合格範囲となる者は、第1順位校の合格者とする。

なお、この際の合格者の決定方法は(ア) dによるものとする。

(ロ) 別表6の2（55ページ）に規定する全日制の第1志望の各順位の希望の扱いについては、次のとおりとする。

a 第1志望第1順位希望者の中から募集人員の85パーセント以内の合格者を(ア)により決定する。

b aにおいて合格とならなかった者で、第1志望第1順位と第1志望第2順位の希望者を合わせて合格者の決定を行う。第1順位及び第2順位ともに合格範囲となる者は、第1順位校の合格者とする。

なお、この際の合格者の決定方法は(ア) dによるものとする。

(ハ) 第2志望については、第1志望優先で合格者を決めた後、なおその学科等に欠員がある場合、第2志望で選抜を行う。

なお、この際の合格者の決定方法は(ア) dによるものとする。

ウ 高等学校長は、選抜のため、健康診断の必要があつて、これを実施しようとする場合は、所管する教育委員会の承認を受けなければならない。

エ 高等学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集人員と異なる場合には、所管する教育委員会と協議の上、合格者を決定するものとする。

(6) 合格者の発表

ア 合格者の発表は、平成28年3月16日（水）午前9時から午後0時30分までの間、願書提出先高等学校（ただし、京都市立京都工学院高等学校は、京都市立伏見工業高等学校）において、受付番号で発表するものとする。

イ 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することはできない。

(7) その他必要な事項を定める場合、高等学校長は所管する教育委員会と協議しなければならない。

(8) 学力検査（追検査を含む。）得点の開示

11（43ページ）によること。

8 後期選抜（全日制・定時制共通）

(1) 出願資格

1（22ページ）に該当する者であって、かつ、後期選抜実施時に平成28年度の高等学校入学者選抜において公立高等学校に合格していないもの。

(2) 実施高等学校及び募集人員等

高等学校長は、前期選抜、特別入学者選抜及び中期選抜を実施した後、欠員のある学科について、後期選抜の要否について（様式E）により平成28年3月14日（月）までに所管する教育委員会に報告して指示を受けること。

後期選抜を行う高等学校にあつては、7(6)の合格者の発表と同時に、募集人員等を当該高等学校長が発表するものとする。

(3) 出願の要領

ア 出願は4(1)（23ページ）によること。

イ 願書受付期間

平成28年3月17日（木）午前9時から午後4時まで

3月18日（金） ”

定時制（夜間）については、両日とも午後4時から午後7時までとする。

ウ 提出書類

7(4)ウ（38ページ）に準じる。

エ 志願者の手続

4(2)（23ページ）に準じる。ただし、郵送による出願は受け付けない。

オ 中学校長の手続

中学校長は、4(3)（24ページ）により、ウの書類を願書受付期間内に志願先高等学校長に提出すること。

カ 高等学校長の処理

高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、学力検査受検願に付されている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

キ 提出書類記入上の注意

(ア) 「志望」欄は第2志望までの記入を認める。ただし、全日制と定時制をまたがる場合は記入できない。

(イ) 第1志望第2順位を記入することはできない。「第2順位」欄の全部を斜線で抹消すること。

(ウ) 全日制普通科を志望する場合、別表4（53ページ）により、「保護者の住所の存する地域」欄の該当する地域を○で囲むこと。

(エ) その他の事項については、4(5)（24ページ）によること。

(4) 入学者の選抜

ア 学力検査等

(ア) 実施期日、教科及び時間割

平成28年3月23日（水）		
時 間		検査教科等
第 1 時 限	9：30～10：20	国語・数学・英語
第 2 時 限	※	面接

※ 面接の開始時間は、高等学校長が別に定める。

備考1 検査会場、集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

(イ) 面接の内容は、高等学校長が定める。

(ロ) 受検に関する注意事項は、5(5)ア(エ) (28ページ) に準じる。

なお、答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないこと。受付番号は、算用数字で正確に記入すること。

イ 選抜方法

高等学校長は、報告書、学力検査の成績及び面接の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

なお、選抜における報告書の必修教科の評定及び学力検査の取扱いは次のとおりとする。

(ア) 報告書の第1学年、第2学年及び第3学年における必修教科の評定を合計する。

(イ) 学力検査の配点は、各教科30点の合計90点とする。

ウ 合格者の発表

平成28年3月25日（金）午後1時から午後3時まで（定時制（夜間）については午後4時から午後6時まで）の間、願書提出先高等学校にて行う。

(5) その他必要な事項を定める場合、高等学校長は所管する教育委員会と協議しなければならない。

(6) 高等学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集人員と異なる場合には、所管する教育委員会と協議の上、合格者を決定するものとする。

(7) 高等学校長は、特別な事情により、定時制の後期選抜を受検できなかった者について、所管する教育委員会と協議して、入学を許可することができる。

9 通信制の課程

(1) 実施高等学校及び募集人員

別表1（46ページ）に掲げる高等学校において実施する。なお、募集人員は、別に公示する高等学校第1学年募集定員による。

(2) 出願の要領

ア 願書受付期間

平成28年3月24日（木）午前9時から午後4時まで

3月25日（金） 〃

3月28日（月） 〃

この期間内に出席できなかった者で、志願先高等学校長がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、特に出願を許可することができる。

イ 志願者は、志願先高等学校長の定めるところにより、次の書類を提出すること。

(ア) 入学願書

(イ) 報告書

入学願書、報告書は直接志願先高等学校から取り寄せること。なお、詳細についても、直接

問い合わせること。

(3) 入学者の選抜

学力検査は、実施しない。高等学校長は、必要に応じて面接を実施し、報告書等に基づいて選抜を行い、入学者を決定するものとする。

(4) 合格者の発表

合格者については、当該高等学校長から志願者本人あてに通知するものとする。

10 合格者発表後の処理

(1) 中学校長は、進学した生徒について、指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票を、平成28年4月13日（水）までに入学先高等学校長あて送付すること。（各課程別、本校・分校別とすること。）

(2) 過年度卒業者についても(1)と同様に取り扱うこと。

この場合において、一度高等学校に入学した者が退学して新たに他の高等学校に入学する場合は、次のように取り扱うこと。

ア 指導要録 新たに抄本又は写しを作成し、入学先高等学校長へ送付する。

イ 健康診断票及び歯の検査票 退学した高等学校の校長あてに、両票を入学先高等学校長へ転送するよう、文書で依頼する。

11 前期選抜、特別入学者選抜及び中期選抜の学力検査（追検査を含む。）得点の開示（全日制・定時制共通）

京都府個人情報保護条例に基づく簡易開示制度及び京都市立高等学校における学力検査得点の簡易開示に関する取扱要綱により、前期選抜、特別入学者選抜及び中期選抜の学力検査（追検査を含む。）得点の開示を行う。

(1) 開示請求できる者

前期選抜、特別入学者選抜及び中期選抜の学力検査（追検査を含む。）受検者本人に限る。

(2) 開示の内容

前期選抜、特別入学者選抜及び中期選抜の学力検査（追検査を含む。）における各教科別得点及び合計点

(3) 開示の期間

ア 前期選抜、特別入学者選抜

平成28年2月22日（月）から3月18日（金）（日曜日及び土曜日を除く。また、中期選抜を行う高等学校については、学力検査当日（平成28年3月7日（月））を除く。）

イ 中期選抜

平成28年3月16日（水）から4月15日（金）（日曜日、土曜日及び祝日を除く。また、後期選抜を行う高等学校については、学力検査当日（平成28年3月23日（水））を除く。）

(4) 開示の時間

全日制・定時制（昼間）

午前9時から午後4時まで

（2月22日（月）は合格発表開始後から午後4時まで）

定時制（夜間）京都市立高等学校

午後1時30分から午後7時30分まで

（2月22日（月）は合格発表開始後から午後7時30分まで）

（3月16日（水）は合格発表開始後から午後4時まで）

定時制（夜間）京都市立高等学校

午後2時から午後8時まで

（3月16日（水）は合格発表開始後から午後4時まで）

(5) 開示の場所

学力検査（追検査を含む。）を受検した高等学校（合格校と異なる場合は注意すること。）

なお、京都市立京都工学院高等学校については、高等学校長が別に指示する。

(6) 開示請求の方法

開示の場所において、学力検査受検票及び中学校又は高等学校の生徒手帳等本人であることの確認ができる書類を提示すること。

(7) その他

電話、はがき等による請求では開示できない。

12 保護者届及び住所等に関する届並びに通学区域外就学許可申請等を必要とする者の手続（特別事情具申）（全日制）

次の各項目に該当する志願者は、京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程（昭和59年京都府教育委員会教育長告示第6号（以下「府通学区域規則施行規程」という。））（89ページ）及び京都市立高等学校の通学区域に関する規則施行規程（平成12年京都市教育委員会教育長告示第5号）（92ページ）に基づき、平成28年1月12日（火）から1月22日（金）まで（前期選抜、特別入学者選抜（海外勤務者帰国子女特別入学者選抜、中国帰国孤児子女特別入学者選抜及び長期欠席者特別入学者選抜）に出願する者については、平成28年1月12日（火）から1月15日（金）まで。日曜日及び土曜日を除く。午前9時から午後5時まで。）に府教育長若しくは市教育長又は志願先高等学校長に届出又は許可申請を行うこと。

(1) 親権者又は未成年後見人以外の者が未成年後見人に準じる者として保護者となるため届出を要する場合

ア 対象者（未成年後見人に準じる者の範囲）

志願者の在学期間中監護及び教育を行うことが見込まれる者で、監護及び教育を行うについて正当な理由があるもの

イ 提出書類

(ア) 高等学校入学志願者の保護者届

(イ) その他京都府教育委員会又は京都市教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする証明又は資料

ウ 提出先

府教育長又は市教育長

(2) 転居等により、住所の届出を要する場合

ア 対象者

(ア) 保護者の住所が入学日までに他の都道府県又は外国から府内に変更する者

(イ) 保護者が住所を入学日までに府内において変更する者のうち次に掲げる場合

a 京都市・乙訓通学圏又は山城通学圏の普通科、普通科（スポーツ総合専攻）、普通科（美術・工芸専攻）、普通科総合選択制、単位制の普通科又は普通科以外の学科を志望する者の保護者が、当該学科等の通学区域を越えて住所を変更する場合

b 口丹通学圏、中丹通学圏又は丹後通学圏の普通科（普通科総合選択制を除く。）を志望する者の保護者が、学区（府通学区域規則別表第1の1の表に規定する学区をいう。以下同じ。）を越えて住所を変更する場合

(ウ) 保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる者のうち次に掲げる場合

a 京都市・乙訓通学圏又は山城通学圏の普通科、普通科（スポーツ総合専攻）、普通科（美術・工芸専攻）、普通科総合選択制、単位制の普通科又は普通科以外の学科を志望する者の保護者の生活の本拠が、当該学科等の通学区域を越えて住民基本台帳に記載された住所と異なる場合

b 口丹通学圏、中丹通学圏又は丹後通学圏の普通科（普通科総合選択制を除く。）を志望する者の保護者の生活の本拠が、学区を越えて住民基本台帳に記載された住所と異なる場合

イ 提出書類

(ア) 高等学校入学志願者の住所に関する届

(イ) その他京都府教育委員会又は京都市教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする証明又は資料

ウ 提出先

府教育長又は市教育長

(3) 通学区域外就学のため許可申請を要する場合

ア 対象者

(ア) 保護者の住所の存する通学区域の高等学校への通学が著しく困難な者

(イ) その他教育上特別の事情がある者

イ 提出書類

(ア) 通学区域外就学許可申請書

(イ) その他京都府教育委員会又は京都市教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする証明又は資料

ウ 提出先

(ア) ア(ア)に該当する者は、志願先高等学校長

(イ) ア(イ)に該当する者は、府教育長又は市教育長

(4) 府外居住者が入学志願するため許可申請を要する場合

ア 対象者

(ア) 保護者の生活の本拠が隣接府県にあって、地形・交通機関等の関係上、その府県の高等学校に通学することが著しく困難な者

(イ) その他特別の事情がある者

イ 提出書類

(ア) 府外居住者の（高等学校）就学許可申請書

(イ) その他京都府教育委員会又は京都市教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする証明又は資料

ウ 提出先

府教育長又は市教育長

(5) 受理書又は許可書の交付

ア 届出書を受理した場合は、受理書を交付するものとする。

イ 許可申請書を審査の結果、やむを得ない事情があると認めた場合は、許可書を交付するものとする。

別表 1

平成28年度京都府公立高等学校第1学年の生徒募集をする高等学校名、学科名、系統等名

1 京都府立高等学校

(1) 全日制

ア 全日制（単位制除く。）

高等学校名 (分校名)	学科名、系統等名
山城	普通科、文理総合科
鴨沂	普通科
北稜	普通科
朱雀	普通科
洛東	普通科
鳥羽	普通科、普通科（スポーツ総合専攻）
嵯峨野	普通科、京都こすもす科（自然科学系統、人間科学系統）
北嵯峨	普通科
北桑田	普通科、森林リサーチ科
桂	普通科、植物クリエイト科、園芸ビジネス科
洛西	普通科
桃山	普通科、自然科学科
東稜	普通科
洛水	普通科
京都すばる	会計科、企画科、ビジネス探求科、情報科学科
向陽	普通科
乙訓	普通科、スポーツ健康科学科
西乙訓	普通科
東宇治	普通科
菟道	普通科
城陽	普通科
西城陽	普通科、普通科（スポーツ総合専攻）
京都八幡	普通科総合選択制
京都八幡(南)	介護福祉科、人間科学科
久御山	普通科、普通科（スポーツ総合専攻）
田辺	普通科、工学探究科、機械技術科、電気技術科、自動車科
木津	普通科、システム園芸科、情報企画科
南陽	普通科、サイエンスリサーチ科
亀岡	普通科、普通科（美術・工芸専攻）、数理科学科
園部	普通科、京都国際科
農芸	農業学科群
須知	普通科、食品科学科
綾部	普通科、普通科（スポーツ総合専攻）
綾部（東）	農業科、園芸科、農芸化学科
福知山	普通科、文理科学科
工業	機械プランニング科、生産システム科、電気エネルギー科、電子コミュニケーション科、情報システム科
大江	普通科総合選択制、ビジネス科学科
東舞鶴	普通科
西舞鶴	普通科、理数探究科
宮津	普通科、建築科
海洋	海洋学科群
加悦谷	普通科
峰山	普通科、産業工学科（機械系統、デザイン系統）
峰山（弥栄）	農園芸科、家政科
網野	普通科、企画経営科

備考1 京都府立農芸高等学校においては、農産バイオ科、環境緑地科（造園系統、農業土木系統）を農業学科群とする。以下同じ。

備考2 京都府立海洋高等学校においては、海洋科学科、海洋工学科、海洋資源科を海洋学科群とする。

イ 単位制による全日制

高等学校名	学科名、系統等名
洛北	普通科、普通科（スポーツ総合専攻）
城南菱創	普通科、教養科学科（人文・社会科学系統、自然科学系統）
南丹	総合学科
久美浜	総合学科

(2) 定時制

ア 定時制（昼間）（単位制除く。）

高等学校名(分校名)	学科名
北桑田(美山)	農業科、家政科
福知山(三和)	農業科、家政科
宮津(伊根)	普通科
網野(間人)	普通科

イ 定時制（夜間）（単位制除く。）

高等学校名(分校名)	学科名
綾部(東)	普通科
東舞鶴(浮島)	普通科

ウ 単位制による定時制（昼間二部制）

高等学校名	学科名
清明	普通科

エ 単位制による定時制（夜間）

高等学校名	学科名
朱雀	普通科
鳥羽	普通科
桃山	普通科、商業科

(3) 通信制

単位制による通信制

高等学校名	学科名
朱雀	普通科
西舞鶴	普通科

2 京都市立高等学校

(1) 全日制

ア 全日制（単位制除く。）

高等学校名	学科名
西京	エンタープライジング科
銅駝美術工芸	美術工芸科
京都堀川音楽	音楽科
京都工学院	プロジェクト工学科（ものづくり分野系統、まちづくり分野系統）、フロンティア理数科
堀川	普通科、探究学科群
紫野	普通科、アカデミア科
塔南	普通科、教育みらい科

備考 京都市立堀川高等学校においては、人間探究科、自然探究科を探究学科群とする。

イ 単位制による全日制

高等学校名	学科名
日吉ヶ丘	普通科

(2) 定時制

ア 定時制（夜間）（単位制除く。）

高等学校名	学科名
西京	普通科

イ 単位制による定時制（夜間）

高等学校名	学科名
伏見工業	工業技術科

別表2

平成28年度前期選抜を実施する高等学校名、学科名、系統等名

検査項目と選抜方式

検査項目	選抜方式		
	A方式	B方式	C方式
共通学力検査(国語・数学・英語)又は 高等学校が独自に作成する学力検査の中から合わせて5教科以内	必須		必須
報告書	必須	必須	必須
面接、作文(小論文)のいずれか1項目又は両方	必須	必須	必須
活動実績報告書	(注)選択	必須 (定時制を除く)	(注)選択
実技検査			必須

注 「選択」は、前期選抜を実施する高等学校長が必要の有無を定めることを表す。各学科等の検査項目については、高等学校長が別に定める前期選抜の実施に関する要項で確認すること。

※ 募集割合を方式等により分けている学科等については、それぞれの募集割合を「程度」とする。

※ A方式で異なる検査内容を定めている場合は、1型、2型に区分する。

1 全日制課程「普通科（スポーツ総合専攻及び美術・工芸専攻を除く。）」

通学圏	高等学校名	学科名	選抜方式、型	定員に対する 募集割合
京都市 ・乙訓	京都府立山城高等学校	普通科	A方式1型	15%
			A方式2型	15%
	京都府立鴨沂高等学校	普通科	A方式1型	20%
			A方式2型	10%
	京都府立洛北高等学校	普通科 [単位制]	A方式1型	15%
			A方式2型	15%
	京都府立北稜高等学校	普通科	A方式	20%
			B方式	10%
	京都府立朱雀高等学校	普通科	A方式	30%
	京都府立洛東高等学校	普通科	A方式	20%
			B方式	10%
	京都府立鳥羽高等学校	普通科	A方式1型	20%
			A方式2型	10%
	京都府立嵯峨野高等学校	普通科	A方式	30%
	京都府立北嵯峨高等学校	普通科	A方式	20%
			B方式	10%
	京都府立桂高等学校	普通科	A方式	15%
			B方式	15%
	京都府立洛西高等学校	普通科	A方式	30%
	京都府立桃山高等学校	普通科	A方式	30%
京都府立東稜高等学校	普通科	A方式	15%	
		B方式	15%	
京都府立洛水高等学校	普通科	A方式	15%	
		B方式	15%	
京都府立向陽高等学校	普通科	A方式	15%	
		B方式	15%	
京都府立乙訓高等学校	普通科	A方式1型	20%	
		A方式2型	10%	
京都府立西乙訓高等学校	普通科	A方式1型	20%	
		A方式2型	10%	
京都市立堀川高等学校	普通科	A方式	30%	
京都市立日吉ヶ丘高等学校	普通科 [単位制]	A方式	20%	
		B方式	10%	
京都市立紫野高等学校	普通科	A方式1型	15%	
		A方式2型	15%	
京都市立塔南高等学校	普通科	A方式	30%	

通学圏	高等学校名	学科名	選抜方式、型	定員に対する募集割合
山城	京都府立東宇治高等学校 〈英語探究〉	普通科	A方式1型	10%
	京都府立東宇治高等学校 〈文理探究〉		A方式2型	10%
	京都府立菟道高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立城南菱創高等学校	普通科 [単位制]	A方式	50%
	京都府立城陽高等学校	普通科	A方式 B方式	10% 10%
	京都府立西城陽高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立京都八幡高等学校	普通科総合選択制	A方式	70%
	京都府立久御山高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立田辺高等学校	普通科	A方式 B方式	10% 10%
	京都府立木津高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立南陽高等学校	普通科	A方式	20%
口丹	京都府立北桑田高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立亀岡高等学校	普通科	A方式1型 A方式2型	10% 10%
	京都府立園部高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立須知高等学校	普通科	A方式 B方式	10% 10%
中丹	京都府立綾部高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立福知山高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立大江高等学校	普通科総合選択制	A方式	70%
	京都府立東舞鶴高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立西舞鶴高等学校	普通科	A方式	20%
丹後	京都府立宮津高等学校	普通科	A方式	20%
	京都府立加悦谷高等学校	普通科	A方式 B方式	10% 10%
	京都府立峰山高等学校	普通科	A方式 B方式	10% 10%
	京都府立網野高等学校	普通科	A方式	20%

備考 口丹・中丹・丹後通学圏の普通科の前期選抜では、口丹・中丹・丹後通学圏のどの通学圏からも志願することができる。

2 全日制課程「普通科（スポーツ総合専攻）及び普通科（美術・工芸専攻）」

高等学校名	学科名	選抜方式	定員に対する募集割合
京都府立洛北高等学校	普通科 [単位制] (スポーツ総合専攻)	C方式	100%
京都府立鳥羽高等学校	普通科 (スポーツ総合専攻)	C方式	100%
京都府立西城陽高等学校	普通科 (スポーツ総合専攻)	C方式	100%
京都府立久御山高等学校	普通科 (スポーツ総合専攻)	C方式	100%
京都府立亀岡高等学校	普通科 (美術・工芸専攻)	C方式	100%
京都府立綾部高等学校	普通科 (スポーツ総合専攻)	C方式	100%

3 全日制課程「専門学科」

学科の区分	高等学校名（分校名）	学科名、系統名	選抜方式、型	定員に対する募集割合
農業に関する学科	京都府立桂高等学校	植物クリエイト科	A方式	70%
		園芸ビジネス科	A方式	70%
	京都府立木津高等学校	システム園芸科	A方式	70%
	京都府立北桑田高等学校	森林リサーチ科	A方式	70%
	京都府立農芸高等学校	農業学科群 (農産バイオ科、環境緑地科)	A方式	70%
	京都府立須知高等学校	食品科学科	A方式	70%
	京都府立綾部高等学校(東)	農業科	B方式	70%
		園芸科	B方式	70%
京都府立峰山高等学校(弥栄)	農園芸科	A方式	50%	
工業に関する学科	京都市立京都工学院高等学校	プロジェクト工学科 (ものづくり分野系統、まちづくり分野系統)	A方式1型	60%
			A方式2型	10%
	京都府立田辺高等学校	工学探研究科	A方式	70%
		機械技術科	A方式	70%
		電気技術科	A方式	70%
		自動車科	A方式	70%
	京都府立工業高等学校	機械プランニング科	A方式	50%
		生産システム科	A方式	50%
		電気エネルギー科	A方式	50%
		電子コミュニケーション科	A方式	50%
京都府立宮津高等学校	情報システム科	A方式	50%	
		A方式	50%	
京都府立宮津高等学校	建築科	A方式	50%	
京都府立峰山高等学校	産業工学科 (機械系統、デザイン系統)	A方式	50%	
商業に関する学科	京都府立京都すばる高等学校	会計科	A方式	60%
			B方式	10%
		企画科	A方式	60%
			B方式	10%
	ビジネス探求科	A方式	60%	
		B方式	10%	
京都府立木津高等学校	情報企画科	A方式	70%	
京都府立大江高等学校	ビジネス科学科	A方式	70%	
京都府立網野高等学校	企画経営科	A方式	70%	
水産に関する学科	京都府立海洋高等学校	海洋学科群 (海洋科学科、海洋工学科、海洋資源科)	A方式	70%
家庭に関する学科	京都府立峰山高等学校(弥栄)	家政科	A方式	50%
情報に関する学科	京都府立京都すばる高等学校	情報科学科	A方式	60%
			B方式	10%
福祉に関する学科	京都府立京都八幡高等学校(南)	介護福祉科	A方式	100%

学科の区分	高等学校名（分校名）	学科名、系統名	選抜方式、型	定員に対する募集割合
体育に関する学科	京都府立乙訓高等学校	スポーツ健康科学科	C方式	100%
音楽に関する学科	京都市立京都堀川音楽高等学校	音楽科	C方式	100%
美術に関する学科	京都市立銅駝美術工芸高等学校	美術工芸科	C方式	100%
その他の専門学科	京都府立山城高等学校	文理総合科	A方式	100%
	京都府立嵯峨野高等学校	京都こすもす科 (自然科学系統、人間科学系統)	A方式	100%
	京都府立桃山高等学校	自然科学科	A方式	100%
	京都市立紫野高等学校	アカデミア科	A方式	100%
	京都市立堀川高等学校	探究学科群 (人間探究科・自然探究科)	A方式	100%
	京都市立西京高等学校	エンタープライジング科	A方式1型 A方式2型	90% 10%
	京都市立塔南高等学校	教育みらい科	A方式	100%
	京都市立京都工学院高等学校	フロンティア理数科	A方式	100%
	京都府立城南菱創高等学校	教養科学科〔単位制〕 (人文・社会科学系統、自然科学系統)	A方式	100%
	京都府立京都八幡高等学校(南)	人間科学科	A方式	100%
	京都府立南陽高等学校	サイエンスリサーチ科	A方式	100%
	京都府立亀岡高等学校	数理科学科	A方式	70%
	京都府立園部高等学校	京都国際科	A方式	70%
	京都府立福知山高等学校	文理科学科	A方式	100%
京都府立西舞鶴高等学校	理数探究科	A方式	100%	

4 全日制課程「総合学科」

高等学校名	学科名	選抜方式	定員に対する募集割合
京都府立南丹高等学校	総合学科〔単位制〕	A方式1型	45%
		A方式2型	10%
		B方式	15%
京都府立久美浜高等学校	総合学科〔単位制〕	A方式	30%

5 定時制課程（昼間）「専門学科」

高等学校名（分校名）	学科名	選抜方式	定員に対する募集割合
京都府立北桑田高等学校(美山)	農業科	B方式	50%
	家政科	B方式	50%
京都府立福知山高等学校(三和)	農業科	B方式	50%
	家政科	B方式	50%

別表 3

平成28年度前期選抜において追検査を実施する高等学校名、学科名、系統等名

高等学校名（分校名）	課程名	学科名、系統等名
京都府立山城高等学校	全日制	文理総合科
京都府立洛北高等学校	単位制による全日制	普通科（スポーツ総合専攻）
京都府立鳥羽高等学校	全日制	普通科（スポーツ総合専攻）
京都府立嵯峨野高等学校	全日制	京都こすもす科 （自然科学系統、人間科学系統）
京都府立桃山高等学校	全日制	自然科学科
京都府立乙訓高等学校	全日制	スポーツ健康科学科
京都市立西京高等学校	全日制	エンタープライジング科
京都市立銅駝美術工芸高等学校	全日制	美術工芸科
京都市立京都工学院高等学校	全日制	フロンティア理数科
京都市立堀川高等学校	全日制	探究学科群 （人間探究科・自然探究科）
京都市立紫野高等学校	全日制	アカデミア科
京都市立塔南高等学校	全日制	教育みらい科
京都府立城南菱創高等学校	単位制による全日制	教養科学科 （人文・社会科学系統、自然科学系統）
京都府立西城陽高等学校	全日制	普通科（スポーツ総合専攻）
京都府立京都八幡高等学校（南）	全日制	介護福祉科、人間科学科
京都府立久御山高等学校	全日制	普通科（スポーツ総合専攻）
京都府立南陽高等学校	全日制	サイエンスリサーチ科
京都府立亀岡高等学校	全日制	普通科（美術・工芸専攻）
京都府立綾部高等学校	全日制	普通科（スポーツ総合専攻）
京都府立福知山高等学校	全日制	文理科学科
京都府立西舞鶴高等学校	全日制	理数探究科

別表 4

保護者の住所の存する地域

保護者の住所の存する市町村等	地 域
京都市（周山中学校の通学区域を除く。）、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。）、久御山町（大橋辺に限る。）	京都市・乙訓
宇治市、城陽市、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。）、京田辺市、木津川市、久御山町（大橋辺を除く。）、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	山 城
京都市（周山中学校の通学区域に限る。）、亀岡市、南丹市、京丹波町	口 丹
綾部市、福知山市、舞鶴市	中 丹
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	丹 後

備考 全日制普通科を志望する場合、中期選抜及び後期選抜入学願書の記入にあたっては、志願者の保護者の住所に基づき、この表に規程する地域を選ぶこととする。

別表 5

平成28年度中期選抜において面接を実施する高等学校名、学科名

高等学校名（分校名）	課程名	学科名
京都府立朱雀高等学校	単位制による定時制（夜間）	普通科
京都府立鳥羽高等学校	単位制による定時制（夜間）	普通科
京都府立北桑田高等学校(美山)	定時制（昼間）	農業科、家政科
京都府立桃山高等学校	単位制による定時制（夜間）	普通科、商業科
京都府立綾部高等学校(東)	定時制（夜間）	普通科
京都府立福知山高等学校(三和)	定時制（昼間）	農業科、家政科
京都府立東舞鶴高等学校(浮島)	定時制（夜間）	普通科
京都府立宮津高等学校(伊根)	定時制（昼間）	普通科
京都府立網野高等学校(間人)	定時制（昼間）	普通科
京都市立伏見工業高等学校	単位制による定時制（夜間）	工業技術科
京都市立西京高等学校	定時制（夜間）	普通科

別表 6

平成28年度中期選抜において第1志望第1順位で決定する合格者の割合別高等学校名（全日制）

1 第1志望第1順位希望者の中から募集人員の90%以内の合格者を決定する高等学校

高等学校名	地域
京都府立山城高等学校	京都市 ・乙訓
京都府立鴨沂高等学校	
京都府立洛北高等学校	
京都府立北稜高等学校	
京都府立朱雀高等学校	
京都府立洛東高等学校	
京都府立鳥羽高等学校	
京都府立嵯峨野高等学校	
京都府立北嵯峨高等学校	
京都府立桂高等学校	
京都府立洛西高等学校	
京都府立桃山高等学校	
京都府立東稜高等学校	
京都府立洛水高等学校	
京都府立京都すばる高等学校	
京都府立向陽高等学校	
京都府立乙訓高等学校	
京都府立西乙訓高等学校	
京都市立京都工学院高等学校	
京都市立堀川高等学校	
京都市立日吉ヶ丘高等学校	
京都市立紫野高等学校	
京都市立塔南高等学校	

2 第1志望第1順位希望者の中から募集人員の85%以内の合格者を決定する高等学校

高等学校名（分校名）	地域
京都府立東宇治高等学校	山城
京都府立菟道高等学校	
京都府立城南菱創高等学校	
京都府立城陽高等学校	
京都府立西城陽高等学校	
京都府立京都八幡高等学校	
京都府立久御山高等学校	
京都府立田辺高等学校	
京都府立木津高等学校	
京都府立南陽高等学校	
京都府立北桑田高等学校	口丹
京都府立亀岡高等学校	
京都府立南丹高等学校	
京都府立園部高等学校	
京都府立農芸高等学校	
京都府立須知高等学校	中丹
京都府立綾部高等学校	
京都府立綾部高等学校（東）	
京都府立福知山高等学校	
京都府立工業高等学校	
京都府立大江高等学校	
京都府立東舞鶴高等学校	
京都府立西舞鶴高等学校	
京都府立宮津高等学校	丹後
京都府立海洋高等学校	
京都府立加悦谷高等学校	
京都府立峰山高等学校	
京都府立峰山高等学校（弥栄）	
京都府立網野高等学校	
京都府立久美浜高等学校	

※ 受付番号	
※ 受付 学校名	

* [中期選抜]
[後期選抜]

入 学 願 書

在学(出身) 中学校名	
志願者住所	(〒 -)
ふりがな	
志願者氏名	年 月 日生 (性別)

上記の者は、下記のとおり入学を志望しますので、出願します。

府
京都 立 高等学校長 様
市

年 月 日

(〒 -)

保護者住所

ふりがな

保護者氏名 ㊟

志願者との関係

(電 話)

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

記

志 望	区 分	第 1 志 望		第 2 志 望
	課 程 名	全 日 制 ・ 定 時 制		全 日 制 ・ 定 時 制
志 望	希 望 順 位	第 1 順 位	第 2 順 位	全 日 制 ・ 定 時 制
	学 校 名			
〔 分校志願者は分校名まで記入してください。 〕				
学 科 名				
〔 系統等名 〕				

保護者の住所の 存する地域
京都市・乙訓
山城
口丹
中丹
丹後
全日制普通科を志 望する場合は、上欄 の地域を○印で囲 んでください。

注 特別事情具申を
行い、許可・確認を
受けた者は、その許
可・確認を受けた住
所により記入して
ください。

- 注1 志願する課程を○印で囲んでください。
2 全日制課程と定時制課程を併願することはできません。
3 定時制課程を志願する場合は、第2順位を斜線で抹消してください。
4 後期選抜では、第2順位を斜線で抹消してください。

(他の都道府県からの入学志願者又は出願時に成年に達した入学志願者は、下欄に連絡先等を記入してください。)

連 絡 先 (〒 -)	(方) 電 話
在学(出身)中学校住所 (〒 -)	電 話

* 該当する選抜(「中期選抜」・「後期選抜」)に○印を付けてください。

○ ○ * [中期選抜
後期選抜]

様式Aの2

※ 受付番号	
※ 受付学校名	

契
印

学力検査受検願

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様
京都市教育長

在学(出身)
中学校名

志願者住所

ふりがな
志願者氏名

私は、この度、京都府公立高等学校入学者選抜のための学力検査を受検したいので、学力検査手数料を添えてお願いします。

平成28年度学力検査手数料納入書
(京都府収入証紙貼り付け欄)
(京都市領収書貼り付け欄)
<p>1 京都府立高等学校において受検する者は、京都府収入証紙(全日制2,200円、定時制900円)を貼り付け、保護者印で消印(貼り付けた収入証紙の左右それぞれ2か所消印)してください。</p> <p>2 京都市立高等学校において受検する者は、全日制2,200円、定時制900円を京都市立高等学校に納入し、その領収書を貼り付けてください。</p>

* 該当する選抜(「中期選抜」・「後期選抜」)に○印を付けてください。

* [中期選抜
後期選抜]

平成28年度 学力検査受検票	
※ 受付番号	第 号
氏 名	
在学(出身) 中学校名	
※ 受付学校名(受検会場)	印
<p>1 本票は、入学願いに関する一切の手続受領書を兼ねます。</p> <p>2 学力検査当日携帯して机の上に置き、その後も合格発表まで保存しておいてください。</p>	

受検に関する注意事項

- ア 高等学校長の指定した時間に検査会場に集合して、注意事項の説明を受けてください。
- イ 受検票、弁当(後期選抜は除く。)及び筆記用具(鉛筆(シャープペンシル可)、消しゴム及び鉛筆削り)を忘れないでください。
その他検査会場によって特に必要なものは、当該高等学校長が別に指示します。
なお、筆記用具は、公式や法則等の記入のないものとします。また、計算機能や翻訳機能のある時計等の機器及び文具類並びに携帯電話等の持込は禁止します。
- ウ 答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないでください。受付番号は、算用数字で正確に記入してください。
- エ 検査開始後、検査会場の外へ出た場合は、その後の検査は受けられません。
- オ 受検中不正行為のあった者は、退場を命じられ、その後の検査は受けられません。
- * 該当する選抜(「中期選抜」・「後期選抜」)に○印を付けてください。

○ ○ 平成28年度選抜
様式Aの3

写 真 票

※ 受付番号	
※ 受付学校名	
ふりがな	
氏 名	
在学(出身) 中学校名	
<p>・ 3箇月以内に撮影</p> <p>・ 縦 4.5cm、 横 3.5cm程度</p> <p>・ 正面、無帽</p>	

報告書

前期・中期・後期・特別				※受付番号									
				※受付学校名									
学歴	年 月 日			ふりがな				性別					
	卒業見込み 中学校 卒業			氏名									
				年 月 日生									
学習の記録	必修教科		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	英語	※	
	1年	評定											
	2年	評定											
	3年	評定											
		観 点 別 学 習 状 況	I										
			II										
			III										
			IV										
V													
総合的な学習の時間							総合所見						
出欠の記録	学年	授業日数	欠席日数	備考									
	1年												
	2年												
	3年												
(注) 年間20日以上欠席の場合、備考にその主な理由を記入すること。													
校長証明													
この報告書の記載事項に誤りのないことを証明します。													
										年 月 日			
学 校 名										(電話)			
校 長 氏 名										印			
										記録担当者氏名			

注1 選抜要項5、6により記入する場合は、平成27年12月31日現在の記録を記入してください。
 注2 選抜要項7、8により記入する場合は、平成28年2月10日現在の記録を記入してください。
 注3 「総合的な学習の時間」欄は、生徒の3年間の学習状況における顕著な事項等（生徒にどのような力が身についたか・どのような学習成果が得られたのか等）に関して記入してください。
 注4 「総合所見」欄は、3年間の特別活動における活動状況（学級活動、生徒会活動、学校行事等）、部活動の状況、生徒の特技、学校の内外におけるボランティア活動及び表彰を受けた行為や活動、各教科、道徳、その他学校生活全体にわたって認められる行動の状況等について顕著なものを原則として簡条書きで記入してください。

※ 受付番号	
--------	--

報 告 書

(長期欠席者特別入学者選抜用)

府 立 高等学校長 様
京 都 市

在学中中学校名	立	中学校
ふりがな		性別
志願者氏名		

1 生徒の出欠状況

	授業日数	出席日数 (内、教育支援センター等の学校外施設 (以下、「学校外施設」という。) への通所等の日数)	欠席日数 (内、学校外施設への通所等の日数)
第1学年	日	日 (日)	日 (日)
第2学年	日	日 (日)	日 (日)
第3学年	日	日 (日)	日 (日)

※ いわゆる「別室登校」で学校に登校している場合は、出席日数に含む。

2 欠席等で学校へ登校しなかった連続日数

	連続日数	内、学校外施設への通所等の日数 (出席扱い含む。)
第1学年	日	日
第2学年	日	日
第3学年	日	日

※ 各学年で連続した日数が、最も多い日数を記入すること。

3 長期欠席の理由

4 生徒の状況

(1) 欠席中の状況

(2) 第3学年時の登校時の状況 (該当する記号 (ア~エ) に○印を付し、必要事項を記載すること。)

ア	ほぼ教室に入れる。
イ	教室に入れないことがある。(出席日数の 割程度) (別室名)
ウ	遅れて登校することが多い。(出席日数の 割程度)
エ	早く帰ることが多い。(出席日数の 割程度)

※ 複数の記号に該当する場合、該当事項すべてに記入すること。

5 その他特記事項

校長証明	この報告書の記載事項に誤りのないことを証明します。		年 月 日
	学校名		(電話)
	校長氏名		印
	記録担当者氏名		

(注) 平成27年12月31日現在の記録を記入してください。

報告書

(京都府立清明高等学校特別入学者選抜用)

京都府立清明高等学校長 様

※受付番号	
-------	--

学歴	年 月 日				ふりがな						性別
	卒業見込み 中学校				氏名						
	卒業					年 月 日生					
学習の記録	必修教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	英語	※
	1年	評定									
	2年	評定									
	3年	評定									
		観点別 学習 状況	I								
			II								
			III								
			IV								
		V									
	総合的な学習の時間					総合所見					
出欠の記録	学年	授業日数	出席日数	欠席日数	備考						
	1年	日	日(日)	日(日)							
	2年	日	日(日)	日(日)							
	3年	日	日(日)	日(日)							
<p>注1 出席日数の()内に、教育支援センター等の学校外施設(以下、「学校外施設」という。)への通所等の日数を内数で記入すること。 2 欠席日数の()内に、学校外施設への通所等の日数を内数で記入すること。 3 年間20日以上欠席の場合、備考にその主な理由を記入すること。 4 いわゆる「別室登校」で学校に登校している場合は、出席日数に含む。 5 平成22年3月以前の卒業者については、この欄の記入は要しない。</p>											

※受付番号	
-------	--

生徒の状況	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
その他の特記事項	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

校 長 証 明	
この報告書の記載事項に誤りのないことを証明します。	
学 校 名	年 月 日
校 長 氏 名	(電話)
印	記録担当者氏名

注1 平成27年12月31日現在の記録を記入してください。

2 「学習の記録」欄は、選抜要項4(5)エに準じて記入してください。

3 「総合的な学習の時間」欄は、生徒の3年間の学習状況における顕著な事項等(生徒にどのような力が身についたか・どのような学習成果が得られたのか等)に関して記入してください。

4 「総合所見」欄は、3年間の特別活動における活動状況(学級活動、生徒会活動、学校行事等)、部活動の状況、生徒の特技、学校の内外におけるボランティア活動及び表彰を受けた行為や活動、各教科、道徳、その他学校生活全体にわたって認められる行動の状況等について顕著なものを原則として簡条書きで記入してください。ただし、平成22年3月以前の卒業者については、「総合所見」欄の記入は必要ありません。

5 「生徒の状況」欄は、求める生徒像に照らした学校生活における普通の生徒の様子や状況など、全般的なことについて記入してください。

6 「その他の特記事項」欄は、生徒の健康状況等の他、「高校で学ぶ能力や意欲」について、特記すべき事項などがあれば記入してください。

京都府公立高等学校入学志願者資格認定申請書

学校 年 修了
卒業
ふりがな
氏 名
年 月 日生

上記の者は、貴校に入学を希望していますので、高等学校入学志願者資格の認定を申請します。

高等学校長 様

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ ㊟

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

本人の学歴

年 月 日

小学校入学

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

在学(出身)学校名

校 長 氏 名

㊟

----- (きりとり) -----

京都府公立高等学校入学志願者資格認定書

先に申請のあった (本人氏名) の志願者資格を認定します。

年 月 日

(保 護 者 氏 名) 様

高等学校長

㊟

第 号
年 月 日

京都府教育委員会教育長 様
京都市教育長

高等学校長

印

後期選抜の要否について

平成28年度京都府公立高等学校入学者選抜について、下記のとおり後期選抜の要否を報告します。

記

課程名 (分校名)	学科、 系統等名	募 集 定 員	前期選抜及び 特別入学者選 抜の合格者数 の計	中期選抜合格者に関する 資料		過 不 足	後期選抜の 要否及び 意 見	後期選抜 募集人員
				第1志望に よるもの	第2志望に よるもの			
				合格 見込者数	合格 見込者数			

*

前期選抜
中期選抜
特別入学者選抜

追 検 査 受 検 願

* 該当する選抜（「前期選抜」・「中期選抜」「特別入学者選抜」）に○印を付けてください。

受 付 番 号	氏 名	第 1 志 望			欠席等の理由
		学 校 名	課 程 名	学 科、系 統 等 名	

注 学校名の欄には、選抜要項 4 (1)に規定する高等学校名を記入してください。

上記理由のとおり、学力検査を受検することができなかったので、追検査の受検を許可願います。

年 月 日

保護者氏名



注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

(中学校長副申)

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

在学（出身）中学校名

校 長 氏 名



(願書提出先)

高等学校長 様

※ 受付番号	
--------	--

前期選抜入学願書

在学(出身) 中学校名	
志願者住所	(〒 -)
ふりがな	
志願者氏名	年 月 日生(性別)

上記の者は、下記のとおり前期選抜を志望しますので、出願します。

府立 高等学校長 様
京都 市

年 月 日

(〒 -)

保護者住所 _____

ふりがな _____

保護者氏名 _____ (印)

志願者との関係 _____

(電 話) _____

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

記

課程名	学校名 (分校志願者は分校名まで記入してください。)	学科 [系統等] 名	選抜方式(型)名
制		[]	

(他の都道府県からの入学志願者又は出願時に成年に達した入学志願者は、下欄に連絡先等を記入してください。)

連絡先 (〒 -)	() 方 電話
在学(出身)中学校住所 (〒 -)	電話

※ 受付番号	
※ 受付学校名	

学力検査受検願 (付票)

年 月 日

京都府教育委員会教育長
京都市教育長 様

在学 (出身)
中学校名

志願者住所

ふりがな
志願者氏名

私は、この度、前期選抜のための学力検査 (入学考査) を受検したいので、手数料を添えてお願いします。

平成28年度学力検査 (入学考査) の手数料納入書
(京都府収入証紙貼り付け欄)
(京都市領収書貼り付け欄)
<p>1 京都府立高等学校において受検する者は、京都府収入証紙 (全日制2,200円、定時制900円) を貼り付け、保護者印で消印 (貼り付けた収入証紙の左右それぞれ2か所消印) してください。</p> <p>2 京都市立高等学校において受検する者は、全日制2,200円、定時制900円を京都市立高等学校に納入し、その領収書を貼り付けてください。</p>

契印

平成28年度 前期選抜 受検票	
※ 受付番号	第 号
氏 名	
在学 (出身) 中学校名	
※ 受付学校名	印
<p>1 本票は、前期選抜入学願いに関する一切の手続受領書を兼ねます。</p> <p>2 前期選抜学力検査等の当日に携帯してください。その後も合格発表まで保存しておいてください。</p>	

受検に関する注意事項

- ア 高等学校長の指定した時間に検査会場に集合して、注意事項の説明を受けてください。
- イ 受検票及び筆記用具 (鉛筆 (シャープペンシル可)、消しゴム及び鉛筆削り) を忘れないください。その他検査会場によって特に必要なものは、高等学校長が別に指示します。なお、筆記用具は、公式や法則等の記入のないものとします。また、計算機能や翻訳機能のある時計等の機器及び文具類並びに携帯電話等の持込は禁止します。
- ウ 検査開始後、検査会場の外へ出た場合は、その後の検査は受けられません。
- エ 受検中不正行為のあった者は、退場を命じられ、その後の検査は受けられません。

様式前-1の2

平成28年度選抜

写 真 票

※ 受付番号	
※ 受付学校名	
ふりがな	
氏 名	
在学 (出身) 中学校名	
<p>・ 3箇月以内に撮影</p> <p>・ 縦 4.5cm、 横 3.5cm 程度</p> <p>・ 正面、無帽</p>	

※受付番号	
-------	--

活 動 実 績 報 告 書

志望校

府
京都 立
市

高等学校長 様

高等学校において取り組みたい活動

在学（出身）中学校名
志願者氏名
年 月 日生（性別）

中学校在学中の部活動、その他（特別活動、ボランティア活動等）の活動内容（学校外での活動を含む。）	
学 年	部活動においては、所属部（種目）、役職、ポジション及びレギュラーの有無等を記入すること。その他においては、学級活動、生徒会活動における役員名、所属委員会名等を記入すること。
1 年	
2 年	
3 年	

<p>中学校在学中の顕著な活動実績（部活動、特別活動、ボランティア活動等）（学校外での活動を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡条書きで記入すること。 ・部活動及びコンクール等については、大会名、時期（平成〇年〇月）、順位・記録等を詳しく記入すること。 ・検定試験（資格）については、名称、段級、取得した時期（平成〇年〇月）等を記入すること。 ・その他顕著な活動実績があれば記入すること。

注 記入に当たっては、選抜要項 5 (4) ウ (イ) に従ってください。

<p>中学校在学中における活動の実績を上記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">在学（出身）中学校名</p> <p style="text-align: center;">校 長 氏 名</p> <p style="text-align: center;">記 入 者 氏 名</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; margin-left: 10px;">印</div>
--	--

※受付番号	
-------	--

活動実績報告書 【運動実績の記録】

[普通科（スポーツ総合専攻）・スポーツ健康科学科]

志望校

京都府立

高等学校長 様

高等学校で希望する専攻種目	在学（出身）中学校名
	志願者氏名 年 月 日生 (性別)

所属運動部（種目）名			
ポジション、部内での役職等			
大会区分	京都府5ブロックレベルでの成績	大会名 成績 (順位・記録)	
	府レベルの大会での成績	大会名 成績 (順位・記録)	
	近畿レベルの大会での成績	大会名 成績 (順位・記録)	
	全国レベルの大会での成績	大会名 成績 (順位・記録)	
その他・所見			

中学校在学中における活動の実績を上記のとおり報告します。 年 月 日	
在学(出身)中学校名 校長氏名 記入者氏名	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 0 auto;">印</div>

- 注1 記入にあたっては、選抜要項5(4)ウ(ウ)に従ってください。
 2 活動実績は学校外での活動を含みます。
 3 大会成績等を記入の際は、出場した学年を明示してください。

様式特別-Aの1

※ 受付番号	
--------	--

* 海外勤務者帰国子女
中国帰国孤児子女
長期欠席者 特別入学願書

在学(出身) 中学校名	
志願者住所	(〒 -) (電話)
ふりがな	
志願者氏名	年 月 日生 (性別)

上記の者は、下記のとおり入学を志望しますので、出願します。

年 月 日

府
京都 立 高等学校長 様
市

(〒 -)

保護者住所

ふりがな

保護者氏名 印

志願者との関係

(電 話)

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

記

課程名	学校名 (分校志願者は分校名まで記入してください。)	学科名
制		

* 海外勤務者帰国子女 中国帰国孤児子女 長期欠席者	特別入学者選抜の出願資格を有することを証明します。
	年 月 日
	在学(出身)中学校名 校長氏名 印

* 該当する選抜（「海外勤務者帰国子女」・「中国帰国孤児子女」・「長期欠席者」）に○印をつけてください。

様式特別-Aの2

※ 受付番号	
※ 受付学校名	

学 力 検 査 受 検 願

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様
京都市教育長

在学 (出身) 中学校名

志願者住所

ふりがな
志願者氏名

私は、この度、* 海外勤務者帰国子女
中国帰国孤児子女
長期欠席者

特別入学者選抜のための学力検査を受検したいので、
学力検査手数料を添えてお願いします。

平成 28 年度学力検査手数料納入書
(京 都 府 収 入 証 紙 貼 り 付 け 欄)
(京 都 市 領 収 書 貼 り 付 け 欄)
<p>1 京都府立高等学校において受検する者は、京都府収入証紙(全日制2,200円、定時制900円)を貼り付け、保護者印で消印(貼り付けた収入証紙の左右それぞれ2か所消印)してください。</p> <p>2 京都市立高等学校において受検する者は、900円を京都市立高等学校に納入し、その領収書を貼り付けてください。</p>

* 該当する選抜(「海外勤務者帰国子女」・「中国帰国孤児子女」・「長期欠席者」)に○印をつけてください。

契
印

平成 28 年度 学力検査受検票	
※ 受付番号	第 号
氏 名	
在学 (出身) 中学校名	
※ 受付学校名 (受検会場校) 印	
<p>1 本票は、入学願いに関する一切の手続受領書を兼ねます。</p> <p>2 学力検査当日携帯して机上に置き、その後も合格発表まで保存しておいてください。</p>	

受検に関する注意事項

- ア 高等学校長の指定した時間に検査会場に集合して、注意事項の説明を受けてください。
- イ 受検票及び筆記用具(鉛筆(シャープペンシル可)、消しゴム及び鉛筆削り)を忘れないでください。
その他検査会場によって特に必要なものは、当該高等学校長が別に指示します。
なお、筆記用具は、公式や法則等の記入のないものとし、また、計算機能や翻訳機能のある時計等の機器及び文具類並びに携帯電話等の持込は禁止します。
- ウ 答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないでください。受付番号は、算用数字で正確に記入してください。
- エ 検査開始後、検査会場の外へ出た場合は、その後の検査は受けられません。
- オ 受検中不正行為のあった者は、退場を命じられ、その後の検査は受けられません。

様式特別-Aの3

平成 28 年度選抜

写 真 票

※ 受付番号	
※ 受付学校名	
ふりがな	
氏 名	
在学 (出身) 中学校名	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <ul style="list-style-type: none"> 3箇月以内に撮影 縦 4.5cm、 横 3.5cm 程度 正面、無帽 </div>	

海外在住状況報告書

年 月 日

京都府立 高等学校長 様

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

㊟

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

次の記載事項は、事実と相違ありません。

- 1 海外在住地名
- 2 出国年月 年 月
- 3 帰国年月 年 月
- 4 海外在住期間 年 月
- 5 出国前・海外在住中・帰国後の教育歴

学 校 名	所在地 (国名・都市名)	期 間
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
備 考		

中国帰国孤児子女帰国状況報告書

年 月 日

京都府立 高等学校長 様

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

㊟

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

次の記載事項は、事実と相違ありません。

1 帰国年月日 年 月 日

2 帰国後の編入学校名

3 帰国後の編入学年

※ 受付番号	
--------	--

成人特別入学願書

年 月 日

京都府立 高等学校長 様

出身(在学)中学校名 _____

(〒 -)

志願者住所 _____ (電話) _____

ふりがな

志願者氏名 _____

_____ 年 月 日生 (性別)

(〒 -)

保護者住所 _____ (電話) _____

ふりがな

保護者氏名 _____ 印

志願者との関係 _____

- 注1 出願の日において、志願者が未成年の場合のみ、保護者住所、保護者氏名及び志願者との関係を記入してください。
 2 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。その他の場合については、保護者印を押印してください。

下記のとおり志願します。

記

課程名	学校名	学科名
制		

成人特別入学者選抜の出願資格を有することを証明します。

年 月 日

出身(在学)中学校名 _____ (_____ 年卒業)

所在地 (〒 -)

電 話

校 長 氏 名

印

※ 受付番号	
※ 受付学校名	

付 票

出身 (在学)
中学校名

志願者住所

ふりがな
志願者氏名

契
印

平成 28 年度 成人特別入学者選抜受検票	
※ 受付番号	第 号
氏 名	
出身 (在学) 中学校名	
※ 受付学校名	印
<p>1 本票は、成人特別入学願いに関する一切の手続受領書を兼ねます。</p> <p>2 面接と作文の当日に携帯してください。その後も合格発表まで保存しておいてください。</p>	

受検に関する注意事項

- ア 面接と作文の当日は、高等学校長の指定した時間に検査会場に集合して、注意事項の説明を受けてください。
- イ 受検票及び筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム及び鉛筆削り）を忘れないでください。
- その他必要なものは、高等学校長が別に指示します。

平成28年度成人特別入学者選抜入学考査の手数料納入書
(京都府収入証紙貼り付け欄)
<p>上欄に京都府収入証紙（900円）を貼り付け、本人印（保護者印）で消印（貼り付けた収入証紙の左右それぞれ2か所割印）してください。</p>

様式(成) - Aの2

平成 28 年度選抜

写 真 票

※ 受付番号	
※ 受付学校名	
ふりがな	
氏 名	
出身 (在学) 中学校名	
<p>・ 3箇月以内に撮影</p> <p>・ 縦 4.5cm、 横 3.5cm 程度</p> <p>・ 正面、無帽</p>	

成人特別入学者選抜結果通知書

年 月 日

中学校

受付番号 _____

本人氏名 _____ 様

京都府立 高等学校長



あなたは、平成 28 年度京都府公立高等学校成人特別入学者選抜の結果、本校
科に

制課程

〔 合格しました
不合格となりました 〕 ので通知します。

ついては、次のことに十分注意してください。

〔 合格者は、京都府公立高等学校に改めて志願することはできません。 〕

〔 不合格者は、京都府公立高等学校に改めて志願することができます。 〕

※ 受付番号	
--------	--

京都府立清明高等学校特別入学願書

年 月 日

京都府立清明高等学校長 様

在学(出身)中学校名 _____

(〒 -)

志願者住所 _____ (電話) _____

ふりがな

志願者氏名 _____

年 月 日生 (性別)

(〒 -)

保護者住所 _____ (電話) _____

ふりがな

保護者氏名 _____ (印)

志願者との関係 _____

- 注1 出願の日において、志願者が未成年の場合のみ、保護者住所、保護者氏名及び志願者との関係を記入してください。
- 2 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。その他の場合については、保護者印を押印してください。

下記のとおり志願します。

記

課程名	学校名	選抜方式 (いずれかに○を付すこと。)
定時制	京都府立清明高等学校	A方式 ・ B方式

※ 受付番号	
--------	--

学力検査受検願 (付票)

京都府教育委員会教育長 様

在学 (出身)
中学校名

志願者住所

ふりがな
志願者氏名

私は、この度、京都府立清明高等学校特別入学者選抜のための学力検査 (入学考査) を受検したいので、手数料を添えてお願いします。

平成28年度京都府立清明高等学校特別入学者選抜 学力検査 (入学考査) の手数料納入書
(京 都 府 収 入 証 紙 貼 り 付 け 欄)
上欄に京都府収入証紙 (900円) を貼り付け、保護者印 (本人印) で消印 (貼り付けた収入証紙の左右それぞれ2か所消印) してください。

契
印

平成 28 年度京都府立清明高等学校 特別入学者選抜受検票	
※ 受付番号	第 号
氏 名	
在学 (出身) 中学校名	
※ 受付学校名	京都府立清明高等学校 印
1 本票は、京都府立清明高等学校特別入学願いに関する一切の手続受領書を兼ねます。 2 検査当日に携帯してください。その後も合格発表まで保存しておいてください。	

受検に関する注意事項

- ア 高等学校長の指定した時間に検査会場に集合して、注意事項の説明を受けてください。
- イ 受検票及び筆記用具 (鉛筆 (シャープペンシル可)、消しゴム及び鉛筆削り) を忘れないでください。
その他必要なものは、高等学校長が別に指示します。
- ウ 検査開始後、検査会場の外へ出た場合は、その後の検査は受けられません。
- エ 受検中不正行為のあった者は、退場を命じられ、その後の検査は受けられません。

様式(清) - A の 2

平成 28 年度選抜

写 真 票

※ 受付番号	
※ 受付学校名	京都府立清明高等学校
ふりがな	
氏 名	
在学 (出身) 中学校名	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 箇月以内に撮影 ・ 縦 4.5cm、 横 3.5cm 程度 ・ 正面、無帽 </div>	

平成28年度選抜の志願関係様式の規格

様式番号	様式名	様式の規格		
		サイズ	紙質	厚さ（重さ）
様式Aの1	入学願書	A4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
様式Aの2、Aの3	学力検査受検願・受検票・写真票	A4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
様式B	入学願書の提出について	A4（縦長）	規定なし	規定なし
様式Cの1	報告書	A4（縦長）	再生上質	規定なし
様式Cの2	報告書（長期欠席者特別入学者選抜用）	A4（縦長）	再生上質	規定なし
様式Cの3	報告書（京都府立清明高等学校特別入学者選抜用）	A4（縦長）	再生上質	規定なし
様式D	京都府公立高等学校入学志願者資格認定申請書	A4（縦長）	規定なし	規定なし
様式E	後期選抜の要否について	A4（縦長）	規定なし	規定なし
様式F	追検査受検願	A4（縦長）	規定なし	規定なし
様式前-1	前期選抜入学願書	A4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
付票、様式前-1の2	学力検査受検願（付票）・受検票・写真票	A4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
様式前-2	前期選抜入学願書の提出について	A4（縦長）	規定なし	規定なし
様式前活-1	活動実績報告書	A4（縦長）	再生上質	規定なし
様式前活-2	活動実績報告書【運動実績の記録】	A4（縦長）	再生上質	規定なし
様式特別-Aの1	特別入学願書	A4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
様式特別-Aの2、Aの3	学力検査受検願・受検票・写真票	A4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
様式特別-Bの1	海外在住状況報告書	A4（縦長）	再生上質	規定なし
様式特別-Bの2	中国帰国孤児子女帰国状況報告書	A4（縦長）	再生上質	規定なし
様式㊦-Aの1	成人特別入学願書	A4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
付票、様式㊦-Aの2	付票・受検票・写真票	A4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
様式㊦-B	成人特別入学者選抜結果通知書	A4（縦長）	再生上質	規定なし
様式㊧-Aの1	特別入学願書（京都府立清明高等学校特別入学者選抜用）	A4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）
付票、様式㊧-Aの2	学力検査受検願（付票）・受検票・写真票	A4（縦長）	再生上質	90kg（四六判）

○京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則

昭和59年11月23日

京都府教育委員会規則第14号

〔京都府公立高等学校通学区域に関する規則〕をここに公布する。

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則

(平12教委規則5・平15教委規則4・改称)

京都府公立高等学校通学区域に関する規則(昭和29年京都府教育委員会規則第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府立の中学校(以下「中学校」という。)及び高等学校(以下「高等学校」という。)の通学区域に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 高等学校の全日制の課程(単位制による課程を除く。)の通学区域は、別表第1のとおりとする。

2 高等学校の単位制による全日制の課程の通学区域は、別表第2のとおりとする。

3 教育上特別の事情があるときは、前2項の規定にかかわらず、通学区域の調整を行うことがある。

4 中学校、別表第1又は別表第2に定めのないもの並びに高等学校の定時制の課程及び通信制の課程の通学区域は、府の全区域とする。

5 第1項及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる中学校及び高等学校の学科(京都府立学校の管理運営に関する規則(昭和62年京都府教育委員会規則第8号。以下「管理運営規則」という。)第2条の2に定める中学校及び高等学校における教育を一貫して施すものに限る。)の通学区域は、京都市を除く府の全区域とする。

(1) 京都府立園部高等学校附属中学校及び京都府立園部高等学校普通科

(2) 京都府立福知山高等学校附属中学校及び京都府立福知山高等学校文理科学科

(就学できる中学校及び高等学校)

第3条 就学できる中学校及び高等学校は、就学希望者の保護者(親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として京都府教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が定める者をいう。以下同じ。)の住所(就学希望者が成年の場合には、本人の住所。以下同じ。)の存する通学区域の中学校及び高等学校とする。

(就学できる中学校及び高等学校の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、通学が著しく困難な者その他教育上特別の事情がある者は、前条の通学区域以外の通学区域の中学校及び高等学校に就学することができる。

2 前項の規定により就学しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

(府の区域以外の地域からの就学)

第5条 保護者の住所が府の区域以外の地域に存する就学希望者は、あらかじめ教育長の許可を受けて、中学校及び高等学校に就学することができる。ただし、高等学校の定時制の課程及び通信制の課程への就学希望者の取扱いについては、教育長が定める。

(入学の許可の取消し)

第6条 この規則に反して中学校及び高等学校に入学した者は、入学の許可を取り消されることがある。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表第1(第2条関係)

1 普通科の通学区域

高等学校名	通学区域		
	学区	通学圏	
		名称	地域
京都府立山城高等学校 京都府立鴨沂高等学校 京都府立北稜高等学校 京都府立朱雀高等学校 京都府立洛東高等学校 京都府立鳥羽高等学校 京都府立嵯峨野高等学校 京都府立北嵯峨高等学校 京都府立桂高等学校 京都府立洛西高等学校 京都府立桃山高等学校 京都府立東稜高等学校 京都府立洛水高等学校 京都府立向陽高等学校 京都府立乙訓高等学校 京都府立西乙訓高等学校		京都市・乙訓通学圏	京都市(他の通学圏に属する地域を除く。) 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市(八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。) 久御山町(大橋辺に限る。)
京都府立東宇治高等学校 京都府立菟道高等学校 京都府立城陽高等学校 京都府立西城陽高等学校 京都府立京都八幡高等学校 京都府立久御山高等学校 京都府立田辺高等学校 京都府立木津高等学校 京都府立南陽高等学校		山城通学圏	宇治市 城陽市 八幡市(他の通学圏に属する地域を除く。) 京田辺市 木津川市 久御山町(他の通学圏に属する地域を除く。) 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村
京都府立北桑田高等学校	京都市(周山中学校の通学区域に限る。) 南丹市(美山中学校の通学区域に限る。)	口丹通学圏	京都市(周山中学校の通学区域に限る。) 亀岡市 南丹市 京丹波町
京都府立亀岡高等学校	亀岡市		
京都府立園部高等学校	南丹市(他の学区に属する地域を除く。)		
京都府立須知高等学校	京丹波町		

京都府立綾部高等学校	綾部市	中丹通学圏	綾部市 福知山市 舞鶴市
京都府立福知山高等学校	福知山市		
京都府立東舞鶴高等学校	舞鶴市（青葉中学校、白糸中学校、和田中学校及び若浦中学校の通学区域に限る。）		
京都府立西舞鶴高等学校	舞鶴市（他の学区に属する地域を除く。）		
京都府立宮津高等学校	宮津市 伊根町、与謝野町（橋立中学校の通学区域に限る。）	丹後通学圏	宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町
京都府立加悦谷高等学校	与謝野町（他の学区に属する地域を除く。）		
京都府立峰山高等学校	京丹後市（峰山中学校、大宮中学校、丹後中学校（豊栄小学校の通学区域に限る。）及び弥栄中学校の通学区域に限る。）		
京都府立網野高等学校	京丹後市（他の学区に属する地域を除く。）		
京都府立大江高等学校		口丹通学圏	京都市（周山中学校の通学区域に限る。） 亀岡市 南丹市 京丹波町
		中丹通学圏	綾部市 福知山市 舞鶴市
		丹後通学圏	宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

備考

- 1 この表に規定する口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏の高等学校（京都府立大江高等学校を除く。）にあつては、当該高等学校の学区を除く通学圏の区域から入学することができる者（第4条第2項に規定する教育長の許可を受けた者を除く。）の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 口丹通学圏 当該高等学校第1学年の普通科定員の100分の20以内
 - (2) 中丹通学圏及び丹後通学圏 当該高等学校第1学年の普通科定員の100分の50以内
- 2 この表に規定する口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏の高等学校（京都府立大江高等学校を除く。）にあつては、口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏から当該高等学校の通学圏を除いた2通学圏から入学することができる者（第4条第2項に規定する教育長の許可を受けた者を除く。）の範囲は、1で定めた範囲内で、かつ、定員の100分の20以内とする。

2 普通科（スポーツ総合専攻及び美術・工芸専攻）の通学区域

高等学校名	通学区域	
	名称	地域
京都府立鳥羽高等学校 京都府立亀岡高等学校	京都市・乙訓通学圏	京都市（他の通学圏に属する地域を除く。） 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。）
	口丹通学圏	京都市（周山中学校の通学区域に限る。） 亀岡市 南丹市 京丹波町
京都府立西城陽高等学校 京都府立久御山高等学校	山城通学圏	宇治市 城陽市 八幡市（他の通学圏に属する地域を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（他の通学圏に属する地域を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村
京都府立綾部高等学校	中丹通学圏	綾部市 福知山市 舞鶴市
	丹後通学圏	宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

3 農業に関する学科の通学区域

(1) 農業科

高等学校名	通学区域
京都府立綾部高等学校	南丹市（殿田中学校の通学区域に限る。） 京丹波町 綾部市 福知山市 舞鶴市

(2) 園芸科

高等学校名	通学区域
京都府立綾部高等学校	南丹市（殿田中学校の通学区域に限る。） 京丹波町 綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

(3) 植物クリエイト科及び園芸ビジネス科

高等学校名	通学区域
京都府立桂高等学校	京都市 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。） 亀岡市 南丹市（園部中学校、八木中学校及び美山中学校の通学区域に限る。）

(4) システム園芸科

高等学校名	通学区域
京都府立木津高等学校	宇治市 城陽市 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（大橋辺を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村

4 工業に関する学科（建築科）の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立宮津高等学校	綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

5 商業に関する学科の通学区域

(1) 情報企画科

高等学校名	通学区域
京都府立木津高等学校	宇治市 城陽市 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（大橋辺を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村

(2) 企画経営科

高等学校名	通学区域
京都府立網野高等学校	宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

(3) ビジネス科学科

高等学校名	通学区域
京都府立大江高等学校	京都市（周山中学校の通学区域に限る。） 亀岡市 南丹市 京丹波町 綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

別表第2（第2条関係）

1 普通科の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立城南菱創高等学校	宇治市 城陽市 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（大橋辺を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村

2 普通科（管理運営規則第2条の2に定める教育を施すものを除く。）の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立洛北高等学校	京都市（周山中学校の通学区域を除く。） 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。）

3 普通科（スポーツ総合専攻）の通学区域

高等学校名	通学区域	
	名称	地域
京都府立洛北高等学校	京都市・乙訓通学圏	京都市（他の通学圏に属する地域を除く。） 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。）
	口丹通学圏	京都市（周山中学校の通学区域に限る。） 亀岡市 南丹市 京丹波町

4 総合学科の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立南丹高等学校	京都市（周山中学校の通学区域に限る。） 亀岡市 南丹市 京丹波町

備考 京都府立南丹高等学校の総合学科の通学区域は、この表の規定にかかわらず、当分の間、亀岡市とする。

○京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程（抄）

昭和59年11月23日

京都府教育委員会教育長告示第6号

京都府公立高等学校通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号）第7条の規定に基づき、〔京都府公立高等学校通学区域に関する規則施行規程〕を次のとおり定める。

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程

（未成年後見人に準ずる者）

第1条 京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号。以下「規則」という。）第3条に規定する未成年後見人に準ずる者は、就学希望者の在学期間中監護及び教育を行うことが見込まれる者で、監護及び教育を行うについて正当な理由があるものとする。

2 京都府立の中学校（以下「中学校」という。）又は高等学校（以下「高等学校」という。）に入学しようとする者の未成年後見人に準ずる者は、中学校にあつては中学校入学志願者の保護者届（別記第1号様式）を、高等学校にあつては高等学校入学志願者の保護者届（別記第1号様式の2）を京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

（転居予定者等の手続）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者が入学しようとする場合は、中学校にあつては中学校入学志願者の住所に関する届（別記第2号様式）を、高等学校の全日制の課程にあつては高等学校入学志願者の住所に関する届（別記第2号様式の2）を教育長に提出しなければならない。

- (1) 保護者（入学志願者が成年の場合には、本人。以下この条において同じ。）の住所が入学日までに府の区域内に変更する者
- (2) 保護者の住所が入学日までに府の区域内において変更する者で教育長が別に定めるもの
- (3) 保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる者

（通学区域外就学の手続）

第3条 規則第4条第1項に規定する通学が著しく困難な者その他教育上特別の事情がある者の許可の申請は、中学校にあつては通学区域外の中学校就学許可申請書（別記第3号様式）に、高等学校の全日制の課程にあつては通学区域外の高等学校就学許可申請書（別記第3号様式の2）によるものとする。この場合において、次の各号の一に該当する者にあつては、就学しようとする中学校又は高等学校の校長に提出するものとする。

- (1) 通学が著しく困難な者
- (2) 生徒の保護者（生徒が成年の場合には、本人）の住所の変更又は高等学校における生徒の転科（転類を含む。）により、就学できる中学校又は高等学校が変更することとなつた場合において、引き続き現に在学する中学校又は高等学校に就学しようとする者

（府外居住者入学志願の手続）

第4条 規則第5条の規定により中学校又は高等学校の全日制の課程に就学しようとする者の許可の申請は、中学校にあつては府外居住者の中学校就学許可申請書（別記第4号

様式)に、高等学校の全日制の課程にあつては府外居住者の高等学校就学許可申請書(別記第4号様式の2)によるものとする。

(高等学校の定時制の課程及び通信制の課程の取扱い)

第5条 保護者(就学希望者が成年の場合には、本人)の住所が府の区域以外に存する就学希望者が高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に就学しようとする場合は、府外居住者の就学理由書(別記第5号様式)を就学しようとする高等学校の校長に提出しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 就学希望者の住所又は勤務先が府の区域内にある場合
- (2) 就学希望者の住所又は勤務先を就学を始める日までに府の区域内に変更する場合

○京都市立高等学校の通学区域に関する規則

平成12年 8月25日

教育委規則第2号

京都市立高等学校の通学区域を定める規則を次のように定める。

京都市立高等学校の通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市立高等学校（以下「市立高校」という。）の通学区域に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 全日制の課程に置く普通科及び京都市立紫野高等学校のアカデミア科の通学区域は、京都市（右京区役所京北出張所の所管区域内を除く。）、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。）及び久御山町（大橋辺に限る。）とする。ただし、教育上特別の事情があるときは、通学区域の調整を行うことがある。

2 前項に定めるもののほか、市立高校の通学区域は、京都府の区域の全部とする。

(就学できる市立高校)

第3条 就学できる市立高校は、別に定める場合を除き、就学希望者の保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準じる者として京都市教育長（以下「教育長」という。）が定める者をいう。以下同じ。）の住所（就学希望者が成年の場合には、本人の住所。以下同じ。）の存する通学区域の市立高校とする。

(就学できる市立高校の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、通学が著しく困難な者その他教育上特別の事情がある者は、前条の就学できる市立高校以外の市立高校に就学することができる。

2 前項の規定により就学しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

(京都府の区域外からの就学)

第5条 保護者の住所が京都府の区域外に存する就学希望者は、あらかじめ教育長の許可を受けて、市立高校に就学することができる。ただし、定時制の課程への就学希望者の取扱いについては、別に定める。

(入学許可の取消し)

第6条 この規則に反して市立高校に入学した者は、入学の許可を取り消されることがある。

(委任)

第7条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

○京都市立高等学校の通学区域に関する規則施行規程（抄）

平成12年8月25日

教育委教育長告示第5号

京都市立高等学校の通学区域に関する規則施行規程を次のように定めます。

京都市立高等学校の通学区域に関する規則施行規程

（未成年後見に準じる者）

第1条 京都市立高等学校の通学区域に関する規則（以下「規則」という。）第3条に規定する未成年後見人に準じる者（以下「未成年後見人に準じる者」という。）は、就学希望者の在学期間中監護及び教育を行うことが見込まれる者で、監護及び教育を行うについて正当な理由があるものとする。

2 京都市立高等学校（以下「市立高校」という。）に入学しようとする者の未成年後見人に準じる者は、高等学校入学志願者の保護者届（第1号様式）に、入学しようとする者の在学中学校（入学しようとする者が既に中学校を卒業している場合は、当該中学校）の校長の副申書、入学しようとする者との関係を証明する資料及び親権を行う者又は未成年後見人の同意書（親権を行う者又は未成年後見人がある場合に限る。）を添えて、京都市教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

（転居予定者等の手続）

第2条 次の各号のいずれかに該当するとき、市立高校の全日制の課程に入学しようとする者は、高等学校入学志願者の住所に関する届（第2号様式）に転居先住所（第2号に該当する場合にあっては、生活の本拠の所在地）を確認できる資料を添えて、教育長に提出しなければならない。

(1) 保護者（入学しようとする者が成年の場合には、本人。以下同じ。）の住所が入学日までに通学区域内に変更されるとき

(2) 保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なるとき

（通学区域外就学の手続）

第3条 規則第4条第2項に規定する許可を受けようとする者は、通学区域外就学許可申請書（第3号様式）に許可を受けようとする事情が存することを証明し、又は具体的に説明する資料を添えて申請しなければならない。

2 前項の申請書及び資料は、教育長に提出しなければならない。ただし、通学が著しく困難であることにより当該許可を受けようとするときは、当該申請書及び資料を就学しようとする市立高校の校長に提出しなければならない。

(府外居住者の入学志願の手続)

第4条 市立高校の全日制の課程に就学するため、規則第5条の許可を受けようとする者は、府外居住者の就学許可申請書（第4号様式）に、許可を受けようとする事情が存することを証明し、又は具体的に説明する資料を添えて、教育長に提出しなければならない。

(定時制の課程の取扱い)

第5条 市立高校の定時制の課程への就学希望者で、保護者の住所が京都府の区域外に存するものは、府外居住者の就学理由書（第5号様式）を就学しようとする市立高校の校長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 就学希望者の住所又は勤務先が京都府の区域内にあるとき。
- (2) 就学希望者の住所又は勤務先を入学日までに京都府の区域内に変更するとき。

白

紙